

公務員試験 総合ガイド 関西版

第2版

2026・27年
受験用



制作：大阪公務員課

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



目 次

I. 公務員の種類と職務内容.....	2
II. 国家公務員 採用官庁別業務案内.....	11
III. 公務員試験の流れ.....	25
IV. 2024年度 公務員試験 第1次試験日程.....	26
V. 主な公務員試験の2024年度実施要項.....	29
VI. 択一式試験 出題数一覧表	46
VII. 国家公務員一般職択一式試験問題例.....	49
VIII. 主な公務員試験における記述式試験の概要.....	51
IX. 主な公務員試験の実施結果.....	54

1. 公務員の種類と職務内容

1. はじめに

公務員と一口に言っても、その種類と職務内容は多彩だ。まず国家機関で仕事をする「国家公務員」と地方公共団体で仕事をする「地方公務員」に分類できる。

さらに、**国家公務員**は、仕事をする国家機関が**行政府（内閣）**なのか**立法府（国会）**なのか、それとも**司法府（裁判所）**なのかによって3つに分かれる。また、行政府に採用される国家公務員は、その職務内容によって、幅広く行政に関わる職種と、ある分野に特化して専門的な業務に関わっていく「専門職」とに分けることができる。同様に、**地方公務員**も仕事をする地方公共団体が都道府県（および政令指定都市）なのか市町村なのかで区分できる。

そして同じ公務員であっても、種類が異なれば仕事も異なり、仕事が異なれば採用試験の形態や求められる人材像も異なってくる。したがって、公務員の種類や職務内容を知ることが、公務員試験合格への第一歩となる。

以下、上記の分類にしたがって公務員の職種と職務内容を概観していこう。

なお、このガイドブックでは取り上げないが、公務員には他にも技術職（国家総合職・一般職、地方上級、市役所上級など）や心理・福祉職（国家総合職、地方上級など）、あるいは警察官・消防官などもある。

2. 職種紹介

(1) 国家公務員

① 行政系公務員

種 類	職 務 内 容 等
国家公務員 総合職	国家公務員総合職は、俗に「キャリア」と呼ばれる各省庁の幹部候補の採用試験で、試験区分が院卒者区分と大卒程度区分に分かれている。 職務は政策の企画・立案・調査、法律の制定や改正、省内や他省庁との調整業務、国会対応など高度なものが中心であり、まさに国家の舵取りをする公務員と言える。<u>昇進も非常に速く、勤務地は東京・霞ヶ関の本省のほか、全国に点在する各省庁の地方支局や自治体などであり、異動の範囲も全国に及ぶ。</u> 採用試験のレベルは最も高度だが、専門科目の出題分野が法律、経済、政治・国際の試験区分ごとに絞られているので、比較的対策が立てやすい。ただ、最終合格すれば直ちに採用内定というわけではなく、最終合格後に、採用を希望する官庁に官庁訪問を行い、採用内定を勝ち取らなければならない。したがって、面接対策も怠りなく進めておこう。 なお、秋（9月末～10月初頭）に「教養区分」という試験が実施されている。こちらは専門科目の出題がないので、多くの受験者にとって挑みやすいものとなっている。

国家公務員 一般職

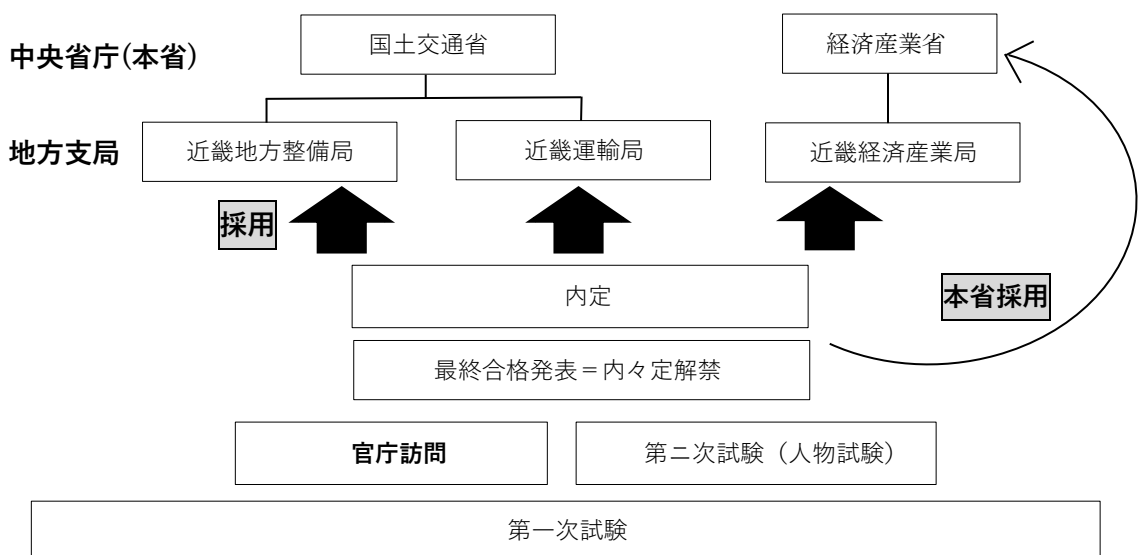
大卒程度一般職職員は、各省庁の中堅幹部候補の採用試験である。
合格後は各省庁の**本省で採用される場合**と、受験した地方ブロックにある**各省庁の地方支局で採用される場合**がある（下のイメージ図参照）。

本省で採用された場合は、総合職職員とともに政策の企画・立案など、国家の根幹に関わる業務に携わるほか、総務、会計等に携わる。具体的な業務内容は採用先の省庁により異なるが、本省勤務の魅力はなんといっても国家行政の中枢部でスケールの大きな業務を担当することができる点だ。法律の制定や改正、予算編成、国会対応、他省庁との調整など、その業務内容は幅広く、影響力の大きな仕事が多い。

地方支局で採用された場合は、主に政策の実施を担当する。具体的な業務内容は、採用先の省庁・地方支局により様々であり（※詳細は 11 ページ以降を参照）、その幅は非常に広い。地方支局勤務の魅力は、政策の運営や実施を担当し、実質的側面で国家運営に寄与することができる点だ。国民との触れ合いも多いため、政策が実際に形になっていくところを目の当たりにすることができ、やりがいも大きい。また、原則として他の省庁や地方支局への異動がないため、スペシャリストとしての技能を身に付けることができるのも大きな魅力だ。転勤の範囲も多くの官庁では各地域ブロック内（近畿ブロックであれば近畿 2 府 4 県）に限られるため、地元での就職を希望する人にもお勧めといえる。

採用試験は全国 9 つの地域ブロック（例えば関東甲信越、近畿など）単位で行われる。試験のレベルは標準的であり、専門科目が選択制になっているため、他の試験種との併願プランも立てやすい。**一次試験合格発表後に官庁合同の業務説明会、その後より官庁ごとの個別業務説明会が開催される**。最終合格すれば直ちに採用内定というわけではなく、**一次試験合格後に採用を希望する官庁に官庁訪問**を行い、採用内定に結び付けていくのが一般的である。（※25 ページの『公務員試験の流れ』を参照）。

< 国家公務員一般職試験の採用イメージ図 >



② 専門職公務員

種 類	職 務 内 容 等
国税 専門官	国税専門官は、国税局や税務署において、税務・法律・会計等の専門知識を駆使して適正な課税の維持と租税収入の確保を図る「税のスペシャリスト」だ。国税調査官・国税徴収官・国税査察官の3種類があり、国税調査官は、個人や法人が適正な申告を行っているかどうかを調べる税務調査や税務相談、申告の指導を、国税徴収官は、未納の税金の督促や滞納処分、納税の指導を、国税査察官は、一般に「マルサ」として知られており、大口・悪質な脱税者に対して捜索・差押等の強制調査を実施し、検察への告発を行う。 合格者は、各国税局（全国に12存在）の採用面接を受けて採用される。採用後は、税務大学校での研修で必要な専門知識を身につけた上で、採用先の国税局管内の税務署に配属される。また、経験を積んだ後に国税査察官に任命される場合もある。 異動の範囲は基本的に採用された国税局及び管内（大阪国税局であれば近畿2府4県）の税務署だが、専門知識を買われて財務省や金融庁、検察庁などに出する職員も多く、採用時には思いもよらなかった仕事に巡り会うこともある。待遇面でも行政職より有利であり、また、一定期間勤務すると税理士資格を取得することもできる。採用数が多いため競争率も比較的低く、色々な意味で魅力的な職種である。
財務 専門官	財務局は、地域における財務省の総合出先機関として位置付けられており、全国に11箇所の局・支局があるほか、40箇所の財務事務所や13箇所の出張所があり、地域社会・地域経済を支える様々な業務を実施している。業務内容は、①国の予算が効率的・効果的に使用されているか、公共事業のコストが民間と比較して適切か、といった観点から事業の調査などを行う予算執行調査、②都道府県や市町村に対して学校、病院、下水道等の建設資金等の貸付を行う財政投融资貸付、③地方銀行・信用金庫や貸金業者などに対する検査・監督業務、④経済団体や様々な企業等から景気動向や要望などの情報を収集・分析し、財政経済政策の企画・立案の基礎資料とする経済調査、⑤国有財産の売却や合同庁舎の建設など国有財産の効率的な利用促進などに当たる、の5つに大きく分けられる。このように、国民目線で地域に密着しながらも、国全体の視点で経済を動かすことができる。そのため、財政や金融など幅広い分野でのスペシャリストとして活躍することや、希望によっては金融庁や財務局で働くことができるのも魅力の1つである。
労働基準 監督官	労働基準監督官は、労働基準監督署や都道府県労働局に勤務し、労働者の生命と健康を守るため、労働条件の改善や安全な労働環境の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員だ。具体的には、工場や事業所に立ち入って労働条件等の調査を行い、サービス残業の強要など法令違反があれば指導等を行う「臨検監督」、悪質な法令違反について犯罪捜査を行う「司法警察事務」、労働災害について発生状況や原因を調査・分析し、再発防止のために必要な指導を行う「災害調査」に携わる。 採用されると各都道府県単位での勤務が基本となる。ただし、採用後3年目からの2年間については、ほかの都道府県への出向が発生する。なお、3年目から厚生労働省本省での勤務を希望することもできる。

外務省 専門職員	外務専門職員は、外交を指揮する外務省高官を補佐する立場にある外交官である。特定の国や地域の言語、文化などに関するスペシャリストであり、外交官として諸外国との交渉や情報収集のほか、相互理解を深める為に日本文化の広報などに携わる。国家専門職の1つであり、人気の高さや受験生のレベルは総合職に引けを取らない。 採用後は、外務省本省で1年あまり勤務しながら語学研修を受け、研修で習得した言語を使う国の在外公館の外交官補として配属される。配属後も在外研修が2～3年行われ、原則として5～6年おきに研修を受けた外国語圏の在外公館と本省に交互に勤務する。
防衛省職員	行政職の防衛省職員は現在、国家一般職の試験に統合されており、語学など特殊な技能を持つ職種のみを独自の試験で募集している。 防衛省の内部部局や全国にある陸・海・空の各基地、およびその関連機関に勤務し、総務・会計・厚生のほか、火器や航空機などの防衛装備品の調達、防衛大学校や防衛医科大学校の運営などに携わる。その他、通訳や翻訳、在日米軍との折衝や自衛官などの語学教育も手がける。わが国や国際社会の平和と安定に貢献する、やりがいのある仕事だ。
航空管制官	航空管制官は、無線電話やレーダーなどにより航空機に対して離着陸や航行の安全に必要な指示・情報提供を行うことにより、航空の世界における交通の安全を守る。パイロットとは全て英語で交信するため、語学力を最大限に生かせる仕事だ。 採用後は航空保安大学校で6か月間の基礎研修を受けた後、全国の航空交通管制部や空港に配属される。
自衛隊 幹部候補生	自衛隊は国の防衛、災害派遣、国際貢献が主たる任務である。幹部候補生は陸・海・空自衛隊の指揮官、幕僚、職務教育などの学校教官など重要なポストに就く。幹部候補生に採用されると、各自衛隊曹長に任命され、幹部候補生学校に入校し、卒業後、三等陸海空尉に任命され幹部自衛官となる。

③ 立法府公務員

衆議院 事務局職員 参議院 事務局職員	衆議院・参議院の事務局は、衆参両議院内の事務を担当する。主な業務としては資料作成や関係者との連絡調整などの会議運営事務、議員立法の立案起草のための調査や、法律を施行した場合の影響調査を行う調査事務、議員秘書に関する業務や広報などを行う一般事務がある。試験日程は独自なので行政系公務員と併願可能だが、採用数は少なくかなりの難関。
国立国会 図書館職員	国立国会図書館は、国会の付属機関であり、国会議員の国政審議に必要な調査を行う調査業務、外部からの所蔵状況への対応や貸し出し等を行う司書業務、人事・会計などの一般業務を取り扱う。択一試験は普通の基礎能力試験だが、2次試験の記述が独特で、併願をするには別途の勉強をかなり必要とする。

④ 司法府公務員

種 類	職 務 内 容 等
裁判所職員 総合職 一般職	裁判所職員の採用試験は、総合職（院卒者・大卒程度）と一般職に分かれ、いずれも採用後は裁判所事務官となる。 裁判所は、各種裁判を運営する裁判部門と、事務局として裁判部門を支援する司法行政部門に分かれる。裁判所事務官は、裁判部門では裁判所書記官の指導の下、裁判官・弁護士・検察官・訴訟当事者との裁判進行の事前打合せ、証拠調べなどへの立会、調書作成、逮捕状をはじめとする令状の発行事務など、裁判の効率的な運営を図るための裁判事務を行う。司法行政部門では、総務などの一般的な事務を担当し、裁判部門をサポートする。 また、試験により裁判所書記官に任官すると、固有の権限が付与され、上記の裁判事務を自らの名前で執り行うほか、法令や判例の調査などの裁判官を補助する業務など、訴訟の円滑な処理・解決のため、「コートマネージャー」として欠かせない役割を果たす。さらに、経験を積み試験に合格すれば、簡易裁判所判事となる道もある。 採用された場合、転勤範囲は採用された高裁管轄内（大阪高裁であれば近畿 2 府 4 県）の各裁判所である。なお、総合職の場合は採用初年度に限り、裁判所書記官になるための試験科目が一部または全部免除される。 なお、裁判所職員には「家庭裁判所調査官」もあり、心理・福祉職に該当するため、ここでは省略するが、2020 年度から法律系の学習だけで受験が可能になっている。

(2) 地方公務員

地方公務員の採用試験は、都道府県や政令指定都市、あるいは東京都特別区の職員採用試験である地方上級試験と、市町村（政令指定都市を除く）の職員採用試験である市役所上級試験とに分類される。

① 地方上級（都道府県庁・政令指定都市）

種 類	職 務 内 容 等	
都道府県	都道府県は、地方公共団体が担当する業務のうち、①地方における総合開発計画の立案や道路・河川・空港の整備などの大規模な公共事業など、市町村の枠組みを越えての処理が必要な広域的な業務や、②高校・大学や児童相談所の設置、雇用、産業振興、公害規制など、予算規模や行政の効率化の観点から、市町村が担当することが適当ではない業務および、③これらの業務を進めるための、国と市町村あるいは市町村間の連絡・調整や、市町村に対する助言・支援などを担当する行政機関である。具体的な業務は、下表の通りであり、国に負けず劣らず非常に幅広い。 上級職員は将来の幹部候補であり、その職務は、各種許認可や企業・住民に対する補助金の給付など、住民と直接接するものもあるが、むしろ、政策の企画・立案や、条例・規則の制定や改正など、都道府県の舵取り役と言えるようなものが中心である。地方分権により、国からの権限委譲が進む中、都道府県の役割は重要になっており、職員としてのやりがいも非常に大きくなっている。採用後は本人の適性や希望を考慮して、いずれかの部署に配属されるが、上級職員は将来の幹部候補であるため、多様な業務に対応できるよう、様々な部署を概ね 2～5 年サイクルで異動するのが一般的である。転勤の範囲は基本的には当該自治体の管轄区域内であるが、人事交流により、他の都道府県や霞ヶ関の中央省庁で勤務することもある。	
	財 政	予算編成、県税の賦課・徴収、税務調査、脱税の取締り、地方債の発行や自治宝くじによる公共事業資金の調達など。
	行政改革	組織改革・行政評価システムの構築による事業見直し・財政再建などの行財政改革、ＩＴ化による業務の効率化や住民サービスの向上（電子申請の導入等）、市町村の合併推進や財政健全化の促進など。
	危機管理	ハザードマップ作成等の風水害対策、活断層調査等の地震対策など。
	商工業振興	産学連携の支援、中小企業や起業家への融資、産業用地の開発や企業誘致、構造改革特区を利用した地域振興プランや各種イベントの企画・実行など。
	農林水産業振興	農業用地・用水・農道の整備、農林水産技術の普及・改良、特産品の開発・販売促進、卸売市場の設置など。
	文化振興	美術館・博物館や体育館・各種競技場の設置・運営、オーケストラの運営。
	国際交流	姉妹都市提携、外国からの賓客の応接、パスポート発給事務など。
環 境	環 境	自動車・家電等のリサイクル事業、環境保全（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・ダイオキシン・地球温暖化等への対策）、ゴミの減量化、産業廃棄物処理業者の指導・監督、自然環境保護、国定公園の管理など。

	住 宅	優良住宅の供給促進（老朽化したマンション建替えや住宅のバリアフリー化に対する助成等）、宅地開発、県営住宅の建設・管理、違法建築の防止など。
	インフラ整備	道路の建設・維持・管理、駐車場対策、河川管理・改修、ダム建設・管理、土砂災害の防止、港湾や空港の建設・維持・管理、上下水道および下水処理施設の整備・管理、県立公園の設置・管理など。
	保 健 衛 生 安 全	救急医療体制の確立、県立病院の設置・運営、保健所の設置・運営、BSE 検査など食の安全確保、飲食店の営業許可、街灯の設置や安全運転教育等の防犯活動、消防本部の設置運営、悪質商法の被害相談など。
	福 祉	児童虐待防止、少子化対策、母子家庭支援、ドラッグ対策等の青少年の健全育成、介護保険、特別養護老人ホームの整備・監督、就労支援等をはじめとする身体障害者・知的障害者福祉、失業者対策、生活保護、ホームレスの自立支援、男女共同参画社会の推進など。
	教 育	県立の高校や大学の運営および教職員人事、私立学校設置の許認可・監督・助成、学校教育・社会教育の充実など。
政令指定都市	政令指定都市は一般市町村としての事務のほか、都道府県と同等の権限が付与されるため、社会福祉や保健衛生、地方計画に関する事務など、本来は都道府県が処理する 1000 以上の業務を担当する。例えば、「児童相談所の設置」、「小中学校の教職員の任免」、「都道府県道の管理」などである。それに伴い、新しい財源も移譲され予算規模が拡大するため、一般市町村よりも比較的自由に都市計画を立案・実施することができる。また区を設置することができるので、市民の日常に密着したサービスが、区単位で迅速に提供できる。 現在、近畿には京都市、大阪市、堺市、神戸市の 4 つの政令指定都市がある。	
東京都特別区	仕事は一般の市町村とほぼ同様であり、住民に密着したものである。例えば道路や公園の整備、管理や住民の健康づくりなどである。	

※ 以上のような一般行政事務のほかに、警察本部や警察署、運転免許センターでの事務（警察事務）や、公立学校における庶務・経理に従事する学校事務などの仕事もある。学校事務の場合は、中級（短大卒業程度）や初級（高校卒業程度）の試験となっているところも多い。

②市役所上級

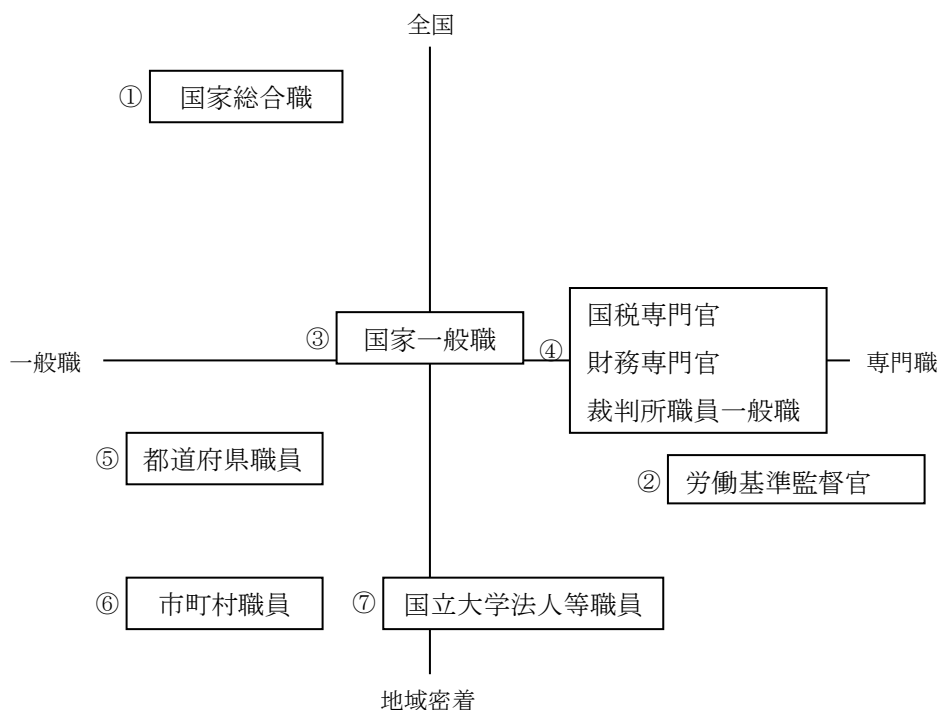
種 類	職 務 内 容 等
政令指定都市 以外の 市町村	市町村は、住民生活に密着した、地域の業務を担当する行政機関である。 たとえば、戸籍・住民票に関する業務、道路・公園・緑地の保護や管理、ごみの処理やリサイクル、火災予防、救急・救助活動などであり、政策の企画・立案などよりも、住民と直接接するものが多く、それが市役所職員のやりがいでもある。 大規模な市であれば、中核市と呼ばれ、都道府県の権限の一部を譲り受ける。 近畿地方では、主な中核市として津州市、豊中市、東大阪市、姫路市、西宮市などがある。

(3) 独立行政法人等

厳密には公務員ではないが、公務員試験と同様の試験形式をとっており、身分保障も公務員と類似している。そのため、多くの受験生が併願する。

種 類	職 務 内 容 等
国立大学法人等 職員	国立大学法人や高等専門学校機構などの運営や、教育・研究を支援する業務に携わる。具体的には、人事・会計や学生サービスなどの一般事務のほか、法人化により国内外の企業との共同研究開発（産学連携）の推進やブランド商品の開発などに大学が自由に取り組みめるようになったことに伴い、提携先企業との交渉や商品の企画開発など、従来よりも独創性・柔軟性を求められる職務が増えている。 採用先は近畿の場合、京大・阪大・神大などの近畿地区の国立大学法人や、国立民族学博物館などの研究機関である。1次試験合格後に、希望する大学等の機関に訪問し（国家一般職の官庁訪問に相当）、さらに各機関が実施する2次試験を受験・合格すると採用される。異動は原則として採用された機関内での2～3年ごとの部署異動にとどまるが、他機関への人事交流も行われている。 身分は公務員ではないが、福利厚生は国家公務員と同様の制度が適用される。採用方法が公務員試験に近似し、出題科目も教養科目のみであるため、多くの公務員受験生が受験する。
国立病院機構	国立病院機構は平成26年まで国家公務員一般職の採用先の一つであったが、平成27年から分離され独自の試験を実施するようになった。 地域の医療への貢献を目的としており、都道府県の策定する医療計画を踏まえながら、重大疾病、救急医療やへき地医療の充実を目指すべく、地域の医療機関との連携を行っている。 事務職の場合は、経営企画、会計、医療事務などが担当業務となる。国家公務員の身分ではないが、福利厚生や給与体系は国家公務員に準じており、価値の大きな併願先となっている。

主な職種を転勤の範囲や仕事の内容でまとめると以下ようになる。



- ・ 日本のために働きたい→①，③，④
- ・ 地域のために働きたい→②，⑤，⑥
- ・ 全国転勤でも構わない→①，③の一部
- ・ 地元で働きたい→②，⑤，⑥，⑦
- ・ 色々な仕事に関わってみたい→①，⑤，⑥
- ・ 専門的な仕事に携わりたい→②，③，④
- ・ 政策の企画・立案に携わりたい→①，⑤
- ・ 調整役的な仕事がしたい→③，⑤
- ・ 人と接する仕事がしたい→②，④，⑥，⑦

上記の職種のうち、**国家一般職**は採用先の省庁・地方支局によって転勤の範囲や職務の専門性はまちまちである。そこで次に国家一般職の採用先省庁・地方支局別に業務内容を詳しく見ていこう。

Ⅱ. 国家公務員一般職 採用官庁別業務案内

※採用予定数は 2024 年度試験のデータ

国家一般職試験に合格した場合、各省庁の本省または地方支局で採用される。同じ省庁が複数の地方支局を抱えている場合もあり、この場合は地方支局の種類によっても業務内容が異なってくるなど、その業務内容は多種多様である。

また、本省採用の場合は全国転勤となることが多いが、地方支局採用の場合、転勤の範囲は原則として近畿 2 府 4 県となる（行政近畿の場合）。ただし、全国転勤のところもあれば、「近畿」として扱う範囲が一般的な 2 府 4 県と異なるケースもあるので、個別の確認は欠かせない。

< 経済産業省 > ～霞ヶ関の総合商社～

官庁名	採用 予定数	業 務 内 容 等
本 省	全国で 35 名 前年比 ±0 名	経済産業省の扱う業務は幅広い。ひと言で説明すると、「時代を先取りし、経済大国日本の戦略的ビジョンを考え、国内外的競争力の持続と発展を目指し、多様な主体（企業、地域、個人、NPO など）が持ちうる能力と可能性を最大限に発揮できる社会システムの構築を目指すこと」である。 具体的には、①日本経済の安定的成長を確保し、国際競争力強化と国内地域経済の自立的発展を促すための経済成長戦略の企画・立案、②世界の自由貿易体制を堅持し、海外との経済協力を通じた貿易・投資環境の整備、③情報化の推進、流通産業の活性化といった、通商・貿易・情報政策の企画・立案、④日本経済を支える先端産業の促進を担う製造・技術産業政策、⑤省エネ促進、新エネルギーの導入、原子力安全政策などの資源・エネルギー政策の推進など。およそ経済・産業に関するあらゆることに及んでおり、活躍の範囲は幅広い。官庁の中では、さながら総合商社の雰囲気醸し出している。
近畿 経済産業局	15 名* 前年比 +2 名	近畿経済産業局は、経済産業省の地方支局として福井県を含む近畿 2 府 5 県の産業振興のための様々な施策を実施している。産業人材の育成や、地域活性化、伝統工芸の技術向上支援、エネルギー行政の管理など、産業振興にかかわるものであれば、その範囲は非常に幅広い。 近畿経済産業局に採用された場合、主に大阪の本局で勤務するが 2～3 年サイクルで担当業務が変わる。異動においては、他省庁の近畿ブロック機関、地方自治体、関係団体などへ出向する機会があるが、転居を伴う異動はほとんどない。また、若手のうちに経済産業本省（東京）への研修出向することもあり、2 年程度研修出向する。

※ 中部近畿産業保安監督部近畿支部も合わせての採用人数（技術区分からの採用予定数も含む）。

特許庁 ～知恵の時代の技術を保護するエキスパート～

本 庁	全国で 36 名 前年比 +1 名	経済産業省の外局である特許庁は、総務部、審査部、審判部等から組織され、各セクションが緊密に連携して、「知的財産立国」の実現を目指す省庁だ。具体的業務は、①産業財産権の適切な付与、②権利付与の迅速化や、地域ブランドの確立・企業のグローバル活動を円滑化する知財インフラの提供など、③産業財産権施策の企画立案、④模倣品・海賊版対策の強化や、海外での権利取得・活用の支援を目的とした国際的な制度調和、⑤産業財産権制度の見直し、⑥産業財産権活用の裾野を広げるための中小企業・大学等に対する支援、⑦インターネット広報の発行、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）などを通じた産業財産権情報の拡充など。 なお、一般職から審査官になれるのは一般に商標に関するものであり、特許は国家総合職技術系が、意匠は独自の試験での採用者になる。
------------	---	---

<農林水産省> ～農山漁村のエキスパート～

本 省	全国で 28 名 前年比 +1 名	生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を未来へつなぐため、非常に幅広い政策分野を担うことから、「総合政策官庁」とも呼ばれる。 主なものとしては、①平時・不測時を問わない食料の安定供給等を目的とした食料安全保障、②農林水産業へのスマート技術活用などの環境・技術政策、③国内外を問わない市場の開拓や新事業の創出などの産業振興、④農山漁村のインフラ整備・関係人口の創出などの地域振興、⑤食の安全確保のための動物・植物防疫や、食品表示の適正化等の消費・安全の分野、⑥林道整備や木材利用の促進、花粉症の発生源となるスギを減らすなどの森林・林業政策、⑦近年顕在化してきた海洋環境の変化を背景として、水産資源を持続的なものにするための水産政策などがあげられる。
近畿 農政局	10 名 前年比 ±0 名	近畿農政局は農林水産省の近畿地方における総合地方機関として、近畿 2 府 4 県を管轄している。具体的には、近畿地方の農業や農村の実情を踏まえつつ、日本国内でも屈指の大消費地である京阪神地域を含む近畿地方全域に、安全で良質な農産物および食料品を供給するため、様々な施策を行っている。採用後は、農政局本局、各府県にある農政事務所、および近畿管内各所に設置された国営事業（事務）所のいずれかに配属され、2～3 年で異動が行われる。本局での業務は、人事・予算などの庶務のほか、農政の企画立案や食品流通・消費の安全確保のための調査・指導、農村活性化のための支援・助成などである。農政事務所では、食品の表示価格が適正かどうかの調査・是正・監視、食育など食料自給率向上に関する業務、米政策、統計調査などの業務を、国営事務所では、農業・農村整備事業の調査・計画・指導・助成、国営事業のための用地調査や用地買収などの業務を行う。

＜国土交通省＞ ～インフラ（ハード）から観光（ソフト）まで～

本 省	全国で 52 名 前年比 -2 名	国土の総合的、体系的な利用・開発・保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進などを担っている官庁である。陸・海・空、人・モノ・カネ、見るもの、聞くもの、乗るもの、愛でるもの、日々の生活に必要なもの、彩るもの…ハードからソフトまで、国土交通省のフィールドは私たちの周りに無限に広がっている。 具体的業務は、国際・国内交通ネットワーク基盤の整備、まちづくり・地域振興、住環境、社会資本の整備のほか、環境分野や危機管理など。 人々の生き生きとした暮らしと、これを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しく良好な環境、多様性ある地域を実現するためのハード・ソフトの基盤を形成すること、それが国土交通省の使命である。
近畿 地方整備局	28 名* 前年比 -8 名	国土交通省の地方支局として、国民の安全と生活の安定の上で、特に重要な河川、道路、港湾、空港、公園、拠点的な官庁施設など、広域的、根幹的なインフラを整備・管理する。国家の巨大プロジェクトを、技術系職員と協力して実行するのが職務である。また、地域レベルでも広域な都市計画や建設業・不動産業の許認可や指導監督などを行う。 異動の範囲は本局のほか、近畿管内（福井と三重の一部を含む）にある 37 カ所の事務所であり、2～3 年サイクルで異動する。その他、国土交通省本省や関連機関に出向するケースもある。
近畿 運輸局	14 名 前年比 +3 名	近畿運輸局、神戸運輸監理部は、いずれも地方運輸局の 1 つである。 近畿運輸局はバス・トラック・鉄道などの陸上交通や、船舶などの海上交通による人や貨物の運送の安全確保と効率化および観光の振興を担う地方支局であり、兵庫県を除く近畿 2 府 3 県を管轄する。具体的には、近畿の鉄道網の整備計画の策定や、鉄道・バス事業者への助成、自動車の検査・登録、鉄道事業の許認可や事故防止対策の推進、陸運・海運業の監督・指導の他、地域産業の活性化や観光振興業など、多岐にわたる。採用後は、近畿運輸局本局、管内各運輸支局、事務所及び自動車検査独立行政法人のいずれかの職場に配属となるが、場合によっては国土交通省本省に数年間勤務することもある。
神戸 運輸監理部	2 名 前年比 ±0 名	神戸運輸監理部の主な業務は、兵庫県下の交通行政と観光行政であり、地域に密着し、地域の活性化を目指す取組みを行っている。
大阪航空局	12 名 前年比 -4 名	大阪航空局、空港の整備や維持管理、航空機が安全に運航するための管制業務や施設の整備、航空に関する各種試験や検査の実施・航空機の騒音対策などを担っている国土交通省の地方支局だ。 具体的には、大阪航空局内における予算の管理をはじめとする会計・管財業務、職員の給与・福利・厚生などの人事厚生業務、空港周辺の騒音問題等に対する補助金業務などを行っている。大阪航空局は富山から岐阜・愛知県を結んだ線より西の日本の空港を管轄しており、管内 20 カ所の空港事務所、8 カ所の出張所、1 カ所のレーダー事務所が勤務地となる。

※ 近畿地方整備局は、近畿・東海北陸からの採用予定数を示します。

気象庁 ～守ります 人と自然とこの地球～

本 庁	14 名 前年比 +5 名	気象庁は国土交通省の外局であり、その任務は、気象や気候、地震・火山、津波などを常時観測するとともに、その情報を国民に発表・提供し、国民の生命と財産を自然災害から守ることだ。気象庁が発表・提供する情報は、そのほかにも、交通の安全を支援するための情報、農業・電力・観光といった各種産業活動を支援する産業情報、国民の日常生活に役立つ生活情報、さらには人類の生活のあり方に警鐘を鳴らす環境情報などがあり、各方面で多様な役割を果たしている。 その中枢機関として、東京に気象庁（本庁）があり、地方支局として、管区气象台・沖縄气象台・海洋气象台があり、さらにその下部組織として、地方气象台・航空地方气象台・測候所及び航空測候所・空港出張所などがある。 事務系の職員は、全体の約 15％に過ぎないが、その大部分が総務部門に配属されている。総務部門での業務は、気象庁の業務に関する政策・制度の企画立案、国会・関係省庁や地方自治体、他の国々や国際機関との調整、気象業務の評価・考査・調査の実施、マスコミ対応、人事管理、予算要求、気象業務に必要な物品などの調達・管理などである。 総務部門の仕事は、いわゆる「縁の下の力持ち」的な役割だが、気象庁の業務を円滑に行う上でなくてはならない重要な業務である。
大阪管区 气象台	5 名* 前年比 +1 名	大阪管区气象台は近畿地方のほか、山口県を除く中国・四国地方を管轄する。採用後は、おおむね 3 年程度で主に管内を転勤し、本人の希望によっては全国気象官署への転勤も可能である。

※ 大阪管区气象台は、近畿、中国、四国からの採用予定数を示します。

<厚生労働省> ～「人」に密着した官庁～

本 省	全国で 190 名 前年比 -26 名	厚生労働省は、人が生まれてから死ぬまでの、様々なライフステージをサポートする、まさに「ゆりかごから墓場まで」、「家庭から職場まで」の官庁である。1 億 2000 万人を越える国民の「いのち」と「人生」を見つめ、そのよりよいあり方を考えていく、それが厚生労働行政だ。具体的には、①国民の健康を保持・増進する保健医療、②安心して働ける労働環境の整備や雇用対策、③お年寄りなどの所得を保障する年金、④障害者・高齢者などに対する福祉、⑤医療、薬、食の安全を確保する医薬・食品行政などの企画、運営、実施を担当する。
-----	------------------------------	---

労働局 大阪労働局 兵庫労働局 京都労働局 滋賀労働局 奈良労働局 和歌山労働局	全体で 88名 前年比+ 9名	労働局は厚生労働省の地方支局として各都道府県に設置され、その下に労働基準監督署やハローワークがある。労働局の業務は、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政の3つの行政分野に分かれる。 「労働基準行政」とは、労働条件の改善や安全な労働環境の確保のため、不当解雇やセクハラなどの労使紛争の処理・解決や労働災害に被災した労働者に対する労災保険の給付などの業務を扱う分野である。 「職業安定行政」では、雇用保険の給付や職業紹介のほか、求職者のカウンセリング、求職者給付や教育訓練給付などのサポート事業も行っており、主に労働局の職業安定部とハローワーク等が担っている。 「雇用均等行政」とは、女性や育児・介護の負担を背負う労働者が、能力を十分に発揮できる雇用環境を実現するために、男女の均等な機会・待遇の確保、育児・介護休業制度など、仕事と育児・介護の両立支援などを扱う分野であり、各労働局の雇用均等室が担っている。 入省後は、定着を希望する都道府県内で、2～3年の間隔で異動があり、労働局・ハローワーク・または労働局・労働基準監督官を異動しながら業務を経験する。原則として、採用ブロック内で都道府県をまたぐ労働局間の移動は、採用後5年目から2年程度となる。この際に転居が必要な場合もあるが、出産・育児などの理由で異動ができない場合は時期を変更するなどの配慮がなされる。なお、採用区分には厚生労働事務官（共通）と厚生労働事務官（基準）」とがある。
近畿厚生局 麻薬取締部	2名 前年比 -2名	麻薬取締部は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて国民を麻薬・覚せい剤等の乱用薬物による保健衛生上の危害から防止することを任務とし、麻薬取締官により構成される。主な業務内容は、特別司法警察員として不正薬物事犯を取り締まる捜査活動である。また、麻薬・向精神薬等が不正に流通しないよう、製造から流通、医療上の使用に至る過程を監視指導する業務も行う。麻薬取締官に任官すると小型銃火器の携帯が許可され、おとり捜査も行うことができる。なお、異動の範囲は全国である。
検疫所 神戸・大阪 ・関西空港 検疫所	全体で 3名 前年比 -1名	検疫所は、検疫法に基づき海外から感染症の病原体の侵入を、入国者へのサーモグラフィーによる検温等で健康状態の確認等を行い、未然に防ぐ役割を担っています。 また、輸入食品監視業務があり、私たちが生活する上で欠くことのできない輸入食品について、その安全性の確保を目的としています。食品衛生法により、厚生労働大臣に対して届出された輸入食品等について、国内の基準に適合しているかどうか審査し、必要に応じて検査を行っている。この業務は、食品衛生法に基づく資格条件を満たす専門職の食品衛生監視員が担当している。

近畿厚生局	10 名 前年比 －5 名	近畿厚生局は、近畿地区 2 府 5 県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における厚生行政の政策実施機関として、国民に最も身近な医療、年金、健康、福祉に関する業務を行っている。 主な業務として、【医療分野】①医療保険制度の健全な運営、適正化のための取組②医薬品・医療機器等の安全の確保のための取組【年金分野】①年金制度の円滑な事業運営のための取組。②被保険者等（審査請求人）の権利・利益の救済を図るための取組。【健康福祉分野】①食の安全・安心の確保のための取組。②地域包括ケアシステムを推進するための取組。 ※上記にある麻薬取締官とは別採用
-------	---------------------	--

< 文部科学省 > ～「人間力」の育成官庁～

本 省	全国で 20 名* 前年比 +1 名	21 世紀において、わが国が発展していくためには「人材・教育・文化大国」「科学技術創造立国」を目指した改革を推進することが必要であり、文部科学省は、教育・科学技術と学術・文化とスポーツの振興を「未来への投資」と位置づけて、それらを一体的に推進していく省庁だ。 具体的業務としては、①教育改革、初等中等教育行政、大学・大学院制度などの教育分野のほか、②スポーツ、文化の振興、③科学技術の総合的な振興、④宗教に対する行政事務などがある。 資源のない日本。しかし、人という資源がある。その「人」を育て、次世代へと繋げていく役割を文部科学省は担っている。なお、文部科学省は地方支局での採用は実施していない。
-----	---------------------------------	--

※ 20 名のうち 1 名は「デジタル電気電子」、「機械」及び「建築」区分から採用予定。

< 環境省 > ～環境保全のプロ～

本 省	全国で 15 名* 前年比 + 5 名	環境保全は、政府全体で取り組むべき問題だが、その中心的役割を果たすのが環境省だ。環境省は持続的な社会の構築に向けて、「簡素」で質の高い「環（わ）のくらし」を可能とする「環の国」づくりに取り組み、その考えを世界に発信していく。 具体的業務は、総合環境政策行政、温暖化対策などの地球環境保全行政、公害規制などの環境管理行政、自然環境行政、廃棄物・リサイクル行政、環境保護行政などである。これらを環境省が一元的に担当したり、時には他省庁と共同したりするなどして、効率的に環境行政を展開している。地球温暖化防止会議やダイオキシン問題など、環境行政の重要性の高まる中、環境省への期待は大きい。 なお、地方支局として地方環境事務所などが設置されているが、地方支局での採用も実施されている。
-----	----------------------------------	---

※ 全地域の「行政」及び「デジタル・電気・電子」区分から 15 名採用予定。

< 法務省 > ～法治国家の基盤を支えます～

本 省	-	法務省は、法治国家の基盤となる法秩序の維持を担う省庁だ。具体的業務は① 民事・刑事法制の企画立案、刑事事件の捜査・公訴の提起などの検察業務、犯罪者の収容および社会復帰を図る矯正業務、更生保護業務など、民主主義と法治主義の基盤となる法秩序の維持・整備・確保、② 登記・戸籍、および人権擁護などの民事関係業務・国民の権利擁護、③ 国が関係する争訟の処理、④ 出入国の審査・外国人登録などの出入国管理業務などである。 なお、法務省は、例年、国家一般職合格者からの本省採用は実施していない。
検 察 庁 大津地方検察庁 京都地方検察庁 大阪地方検察庁 神戸地方検察庁 奈良地方検察庁 和歌山地方検察庁	全体で 42 名 前年比 +10 名	検察官は、犯罪者を起訴し、有罪を立証して犯罪者の適切な処罰を実現する機関であり、国家一般職職員は、検察官を補佐する検察事務官として各地方検察庁に配置される。検察庁の部門は「捜査・公判部門」、「検務部門」、「事務局部門」に分かれている。「捜査・公判部門」は、被疑者の取調べや調書作成などの補充捜査を行う。また、贈収賄などの重大事件を取り扱う特捜部では、逮捕状の執行や家宅搜索といった独自捜査も行う。「検務部門」では、証拠品の管理や罰金の徴収などを行い、「事務局部門」は、総務・会計・人事など、捜査・公判部門や検務部門を側面から支援する。異動は基本的に採用された地方検察庁のある都道府県内の本庁・支部・区検察庁だが、他府県の地方検察庁や高等検察庁等に異動することもある。その職務の特殊性が考慮され、一定の勤務経験を経た後は、行政職よりも給与水準が高く設定されている公安職の俸給表が適用されるため、待遇面は他の省庁より有利である。また、検察事務官は内部試験により副検事・検事になることも可能である。
法 務 局 大阪法務局 京都地方法務局 大津地方法務局 神戸地方法務局 奈良地方法務局 和歌山地方法務局	38 名 前年比 +6 名	大阪法務局は近畿地方を管轄する法務省の地方支局の一つで、その下に都道府県単位で地方法務局が設置されている。主な業務としては、国民の財産や身分関係を保護する登記や戸籍・国籍事務、供託等の民事行政事務、国を相手取って提起された訴訟を取り扱う訴訟事務のほか、国民の人権が侵害された場合の調査・救済という重大な任務を担っている。これらの業務の内、多くの割合を占めているのが登記に関する事務であり、一定期間在職すると、司法書士の資格を得ることもできる。新規採用者は登記部門に配属されることが多い。異動の範囲は基本的に当該法務局の府県内だが、他の府県の法務局に異動する場合もある。

大阪矯正管区 又は管内刑事 施設	7 名 前年比 +2 名	大阪矯正管区は近畿 2 府 4 県を管轄している。管内には 9 つの刑務所と 3 つの拘置所が設置されており、採用後はこれらの施設に勤務する。 刑務所は受刑者への様々な指導・処遇を行うことで、受刑者の社会復帰を支援する。また、拘置所は有罪が確定していない被疑者・被告人が逃走したり証拠を隠滅したりするのを防止するため、彼らの身柄を拘束するための施設である。 一般職採用者は採用時に看守部長に任命され、その後の競争試験に合格して研修を終了することにより幹部職員として勤務することになる。本人の希望や適性により本省の矯正局や矯正管区に勤務し、刑務所の適正な運営のために刑務所を指導・監督する業務や、刑務所の規律や秩序を維持するための、様々な施策を立案する業務に従事することも可能である。公安職の俸給表が適用されるので、給与の面では一般の行政職に比べると有利である。
大阪出入国 在留管理局	25 名 前年比 -12 名	大阪入国管理局は、法務省入国管理局の地方支局として近畿 2 府 4 県を管轄している。組織的には、大阪入国管理局本局とその下にある関西空港支局、神戸支局および各出張所から成る。業務内容としては、空港・港湾等での出入国管理、外国人の在留管理、不法就労等の外国人の退去強制、難民認定などである。 大阪入国管理局に採用された者はまず法務事務官に任官し、後に入国審査官となる。採用当初は大阪入国管理局管内で勤務するが、異動の範囲は全国であるので他の管区に異動することもある。

※ 上記のほか、近畿地方更生保護委員会が 1 名（前年比±0 名）（近畿管内の保護観察所分を含む）の採用を行っている。

公安調査庁 ～テロ・組織暴力から国民を守る～

近畿 公安調査局	10 名 前年比 +2 名	公安調査庁は法務省の外局である、破壊的団体および無差別大量殺人行為を行った団体やテロ組織の活動など、国内外の公安動向を調査・分析し、政府および関係機関にアラーム情報を提供することにより、政府の施策や危機管理に寄与している。なお、本庁での採用は例年実施されていない。 近畿公安調査局は公安調査庁の地方支局であり、近畿管内での公安動向の調査・分析等に当たる。 採用後は、近畿公安調査局本局または管内の公安調査事務所に配属され、その後は近畿管内での異動を原則とする。採用後 9 ヶ月で公安調査官に任官し、以後は公安職の俸給表が適用されるため給与の面で一般の行政職より有利である。
-------------	-------------------------	--

< 財務省 > ～国の財布を管理して、日々やりくり～

本 省	全国で 15 名 前年比 ±0 名	財務省は、国の金庫番として、国の予算を作成し、国の財務のストック・フローを総合的に管理運営する使命を担っている。行政サービスには財源が必要だが、その財源を管理運営することで、行政サービスのあり方、ひいては国家の命運を左右する省庁だ。そのため財務省は、単なる金庫番としてだけでなく、健全で活力ある経済や安心で豊かな社会の実現を目指し、世界経済の安定的発展に貢献するため、政策にあたっている。具体的業務は、 ① 各省庁への予算配分の決定と予算作成 ② 少子高齢化、国際化といった社会の構造変化に対応できる税制の企画立案 ③ 民間には出来ない分野・事業などへの財政投融资貸付 ④ 国の財産・借金・国庫の管理 ⑤ 国内産業保護と育成のための貿易と関税 ⑥ 国際通貨システムの安定や国際貿易の安定への貢献 など。 大幅な財政赤字と税収減という厳しい局面の中、国の予算作成を支える組織として、厳しいがゆえにやりがいのある重要な業務を担っている。また、税制改革や財政投融资改革など、インパクトの大きい分野で新しい制度の構築も重要な業務であり、国家行政の様々な局面で財務省の判断が求められている。
大阪税関	60 名* 前年比 +6 名	税関は、財務省本省の業務のうち、貿易と関税を担う地方支局だ。その業務は「税務行政」「監視行政」「通関行政」「保税行政」の4つに分類できる。 ①税務行政…外国から輸入される貨物や外国貿易船に対して各種の税を課す。また、脱税の疑いのある輸入者に対しては立入調査なども行う。 ②監視行政…ピストルや麻薬の密輸の水際阻止など、貿易の適法性を確保・維持するため、外国を往来する船舶・航空機および積卸貨物の取締りや出入国旅客の携帯品検査などを行う。 ③通関行政…輸出入に際する手続が、適正に行われているかどうかを書類検査や貨物検査によりチェックする。また、ワシントン条約で取引が規制されている希少動物や、偽ブランド品の輸入を水際で阻止すること業務の一つ。
神戸税関	31 名* 前年比 -13 名	④保税業務…愛知万博などの国際イベント会場のように、非課税で貨物を持ち込める地域を保税地域と呼び、その場所を管理監督する。 業務の特色として、大阪税関は空港に関する業務が、神戸税関は港湾に関する業務が多いことが挙げられる。 大阪税関は富山県・石川県・福井県・滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県を管轄し、神戸税関は兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を管轄する。異動はそれぞれの管区内で行われる。大阪税関は北陸地方も管轄下におさめるが、行政近畿からの採用者は関西空港や大阪港で勤務するが多い。

※ 大阪税関は、近畿、東海北陸からの採用予定数を示します。

※ 神戸税関は、近畿、中国、四国の行政区分及び技術系区分からの採用予定数を示します。

< 総務省 > ～実はここにも総務省～

本 省	全国で 65 名 前年比 -1 名	旧郵政省、旧総務庁、旧自治省が統合してきた省庁であり、内閣及び内閣総理大臣を補佐・支援するという、他省にはない特別の役割を担う組織として設置されている。具体的業務は行政改革の推進、真の分権改革の推進、電子政府や電子自治体の推進、ユビキタスネット社会（u-Japan）の推進、郵政事業改革、危機管理体制の構築と安全安心な地域づくりといった国民の安全安心の確保といった内容だ。これらの業務は全て、国家や国民の経済・社会活動の基礎を支えるものであり、総務省は国民生活に広く深く関わる官庁だ。
近畿管区 行政評価局	4 名 前年比 ±0 名	近畿管区行政評価局は、総務省の地方支局であり、行政改革を推進するため、近畿管区（福井県を含む近畿 7 府県）内の国や特殊法人、独立行政法人等の業務について、政策評価、行政評価・監視、行政相談等を行う。 「政策評価」とは、各府省の政策について必要性、有効性、優先性等の観点から評価し、その結果を基に各府省に改善を促すものである。「行政評価・監視」とは、行政運営の改善・適正化を図るため、主に合規性、適正性、効率性等の観点から、行政機関の実施状況を評価・監視し、改善を促すものである。「行政相談」とは、国・特殊法人・独立行政法人の業務について国民からの苦情や要望を受け、公平・中立の立場からその解決や実現を図るものである。異動は基本的に管区内にとどまるが、他管区に異動する可能性もある。また若手のうちに総務省本省の勤務もある。

< 防衛省 > ～国の平和と独立を守る～

本省	57名^{※1} 前年比 -26名	防衛省は、本省内部局などの中央機関において防衛政策の企画・立案等の業務に従事する他、防衛行政に関する様々な業務に従事している。 防衛省と自衛隊は基本的には同じ組織を指し、「防衛省」という場合には、各自衛隊の管理・運営等を任務とする行政組織の面を捉えている。 かつては別枠の試験が行われていたが、現在は総合職・一般職ともに国家公務員試験の枠組みの中で採用が行われている。
防衛 装備庁	33名 前年比 -9名	これまで、防衛省・自衛隊では、防衛装備品の取り扱いに関する業務を行なう組織・部署が細分化されていた。これらの組織が統合された防衛装備庁では、防衛装備品の構想から研究・開発、量産取得、運用・維持整備、廃棄といったライフサイクルの各段階を通じたプロジェクト管理を行い、防衛装備品の効率的な取得を行なっている。また諸外国との防衛装備・技術協力を積極的に進めていくことを通じ、地域の平和と安全を維持している。

近畿 中部 防衛局	13名^{※2} 前年比 －27名	地方防衛局の役割は、自衛隊および在日米軍が使用する防衛施設の整備・管理、そして安定的な使用の確保である。必要な土地の取得や借り上げなど、物理的な面での整備・管理も行うが、地方自治体や周辺住民の理解と協力を得るため、防衛問題セミナーや連絡会を開くなど、広報・調整の仕事もある。 その他、防衛施設が存在することによる損害（騒音や道路の損壊など）を防止または軽減するため、周辺環境の整備についても助成を行うなど、幅広い業務を通し、国民と自衛隊および在日米軍やその家族との架け橋となっている。
--------------------------	---	--

※1 本省内部部局17名（うち4名は技術系全区分から）、本省所在機関40名採用予定。

※2 近畿地区所在官署における陸上自衛隊、海上自衛隊での採用予定も含む。

<内閣府> ～行政のコンサルタント～

本 府	全国で 22名[※] 前年比 +7名	内閣府は、内閣総理大臣のリーダーシップを直接支え、政策決定を支援する役割を担う「コンサルティング省庁」であり、組織上、他の省庁よりも一段高く位置づけられ、少子化担当大臣のような特命担当大臣を設置することもできる。これらの組織形態は、従来の行政組織において問題とされた、縦割り型行政や行き過ぎた官主導型行政から脱却し、重要な政策を、省庁間で横断的かつ総合的に企画立案し、より強力かつ迅速な国政運営が可能となる体制を実現するためのもので、今後、その役割が一層重要なものになっていく省庁である。 規制改革、経済財政諮問会議、構造改革、男女共同参画社会など、複数の省庁にまたがる国家の中心政策を総合的に司る。事務の面では内閣総理大臣が行うべきことを、実質的に担当している。
------------	---	---

※ 全地域の「行政」及び技術系全区分から 22 名採用予定。

金融庁 ～経済の動脈の整備士

本 庁	全国で 25名[※] 前年比 ±0名	金融庁は内閣府の外局であり、金融機能の安定化と円滑化および金融分野における消費者（預金者・投資家）の保護を任務とする省庁だ。 具体的業務は、金融機関の競争促進や次世代を担う新規産業に対する資金供給の円滑化といった安定的で活力のある金融システムの構築、多様な金融商品・国際的金融取引の増大に耐えうる金融インフラの整備、金融機関・証券取引所に対する検査・監督や金融機関のディスクロージャーの推進といった消費者保護のためのルールの整備・運用、外国当局との連携強化と国際ルールの策定などである。金融システムは経済の動脈であり、経済の再生と活性化のためには、強固な金融システムを構築することが不可欠だ。また、経済発展を支える投資資金が円滑に供給されるよう、証券市場の構造改革を進め、「貯蓄から投資へ」の流れを加速していくことも重要であり、金融庁の役割は日本経済の要である。
------------	---	---

※ 全地域の「行政」及び技術系全区分から 25 名採用予定。

警察庁 ～治安のスペシャリスト～

本 庁	全国で 13 名* 前年比 ± 0 名	警察庁は、全国約 28 万人の警察組織の中核官庁として、各種施策の企画・立案、および都道府県警察の指揮・監督・調整を行っている。 本庁では、国家一般職試験合格者を警察官として採用しており、採用後は生活安全、刑事、交通などの専門業務に従事し、全国の都道府県警と警察庁との間を異動し、現場での実務経験を警察庁での各種施策の企画・立案に活かすなど、警察庁と都道府県警察の双方の実務に通じた「治安のスペシャリスト」として活躍する。一般に「準キャリア」と呼ばれ、昇進は都道府県警察官よりも早く、給与も一般の行政職より有利である。 なお、地方支局である近畿管区警察局が、事務官を採用する年もある。
-----	---	--

※ 全地域の「行政」及び技術系全区分から 13 名採用予定。

※ 上記のほか、近畿管区警察局が 5 名（前年比+1 名）の事務官を採用予定。

宮内庁 ～皇室のお世話役～

本 庁	全国で 7 名 前年比 -3 名	宮内庁は内閣府下に置かれた外局で、皇室のお世話に携わる官庁だ。 具体的業務は、外国の大使・公使の接受や儀式の挙行など、天皇の国事行為に関する事務、皇族の身近なお世話のほか、皇室財産の管理、外交交際、雅楽、皇統譜管理、皇室実録の編纂などである。 皇位継承問題や国際化の流れの中での皇室外交など、伝統と革新のバランスをとりながら、21 世紀にふさわしい皇室のあり方を模索していく省庁だ。
-----	--	--

※ 上記のほか、宮内庁京都事務所が 1 名採用予定。

公正取引委員会 ～公正で自由な市場競争のために～

事務総局 (本省)	全国で 17 名 前年比 -9 名	公正取引委員会は内閣府の外局であり、企業によるカルテルや談合、新規参入妨害、誇大広告などを規制し、企業間の公正で自由な競争を確保するとともに、消費者の保護を図ることを任務とする。 具体的な業務は、独占禁止法等の見直しや、規制改革に関する調査・提言といった競争政策の企画・立案と、カルテルや談合、誇大広告などの摘発・排除や大企業同士の合併審査といった独占禁止法等の執行などであり、その社会的影響力は非常に大きい。
近畿 中国 四国 事務所	1 名	公正取引委員会の地方支局である近畿四国中国事務所は、近畿、中国、四国地方で、主に独占禁止法等の執行を担当する。 近畿中国四国事務所に採用された場合、大阪で数年勤務した後に東京の本局に異動し、その後は本局と地方事務所・支所を数年サイクルで異動する。

< 人事院 > ～国家公務員1人1人の能力を開花させるために～

事務総局 (本省)	全国で 9 名 前年比 +4 名	人事院は、国家公務員の 人事管理 を担当する中立的な機関だ。具体的には、①国家公務員の 採用制度の設計 、および 採用試験の実施 、②研修プランの立案および実施などの 人材育成 、③給与や休暇など 勤務条件の改善 、④国家公務員の身分保障のため、 懲戒処分を受けた職員からの不服申立の審査 など、国家公務員がその能力を十分に発揮し、国民により良いサービスを提供できるよう、国家公務員のライフステージ全般を側面から支援する役割を担う。
近畿 事務局	1 名	近畿事務局は、人事院の地方支局であり、その業務は、近畿ブロックにおける国家公務員採用試験の実施や、近畿管内の各省庁の地方支局職員に対する研修の実施等、人事院の業務全般に及ぶ。

< 会計検査院 > ～国の収入支出の番人～

本 省	全国で 28 名※ 前年比 +1 名	会計監査院は、国の財政の監督機関だ。 内閣から独立し、常時、会計経理の監督 を行うとともに、検査の結果に基づき国の 決算を確認 することが、最も重要な業務である。調査官は、納税者である国民の期待に応えるべく、全国、時には世界を股に掛けて、会計検査を行っている。近年の行政改革の流れの中で、行政コストの削減は国の重要課題になっており、外部から行政を評価する会計検査院の役割は、ますます重要視されている。
-----	---------------------------------	--

※ 全地域の「行政」及び技術系全区分から 28 名採用予定

※ 上記以外にも、内閣の重要政策に関する情報の収集・分析等に関する事務などを担当する<内閣情報調査室>や、内閣を法律的な面から補佐する<内閣法制局>も、本省採用を実施している。2024 年は内閣情報調査室と内閣衛星情報センター併せて 10 名、内閣法制局は 2 人の採用予定。

< 独立行政法人 >

法人名	採用 予定数	業 務 内 容 等
造幣局	近畿で 2 名 前年比 ±0 名	明治 4 年発足以来、150 年余りの歴史と伝統のある造幣局は、通常貨幣（500 円ニッケル黄銅・白銅・銅貨幣、100 円白銅貨幣、50 円白銅貨幣、10 円青銅貨幣、5 円黄銅貨幣、1 円アルミニウム貨幣の 6 種類）の製造のほか、時代の要請に応じて勲章・褒章および金属工芸品等の製造、地金・鉱物の分析および試験、貴金属地金の精製、貴金属製品品位証明（ホール・マーク）、記念貨幣等の販売等の事業も行う。最近では時代の流れに対応するため、企業体としての事業運営の一層の近代化・効率化を目指した長期的な企業計画（今までに蓄積された技術やノウハウの効率的活用、研究開発の強化、業務処理のコンピュータ化、人材開発の益々の推進）を進める。造幣に興味があり、こうした大きな変革に関わりたいと考えている人にはやりがいのある場所であるといえる。東京・広島支所への転勤の可能性がある。

NITE (ナイト) 製品評価技 術基盤機構	全国で* 15 名 前年比 ±0 名	独立行政法人の中でも、国の行政事務と密接に関連した事務・事業を行う「行政執行法人」として位置づけられ、職員全員が国家公務員の身分を有する特徴を活かし、 製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野及び国際評価技術分野 において、国の法令執行や政策を技術的な面から支援している
---	---	---

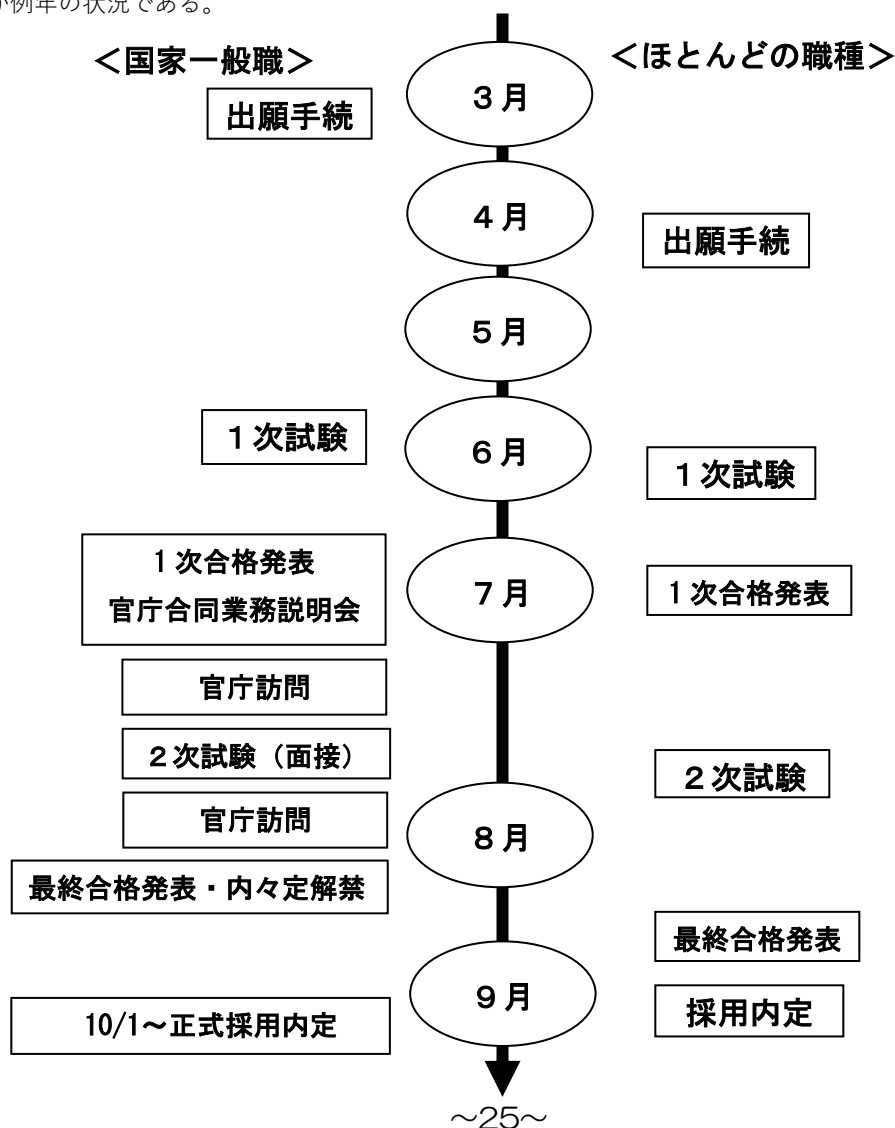
※ 製品評価技術基盤機構は、行政(東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、九州)区分及び技術系区分からの採用予定数を示します。

また、京都国立博物館、奈良国立博物館、京都近代美術館、奈良文化財研究所、家畜改良センター兵庫牧場、肥飼料検査所、農業技術研究機構、森林総合研究所、農林水産消費技術センター、海技大学校、国立公文書館、統計センター、造幣局さいたま支局、国立印刷局、駐留軍等労働者労務管理機構などの独立行政法人が採用を実施する年もある。

Ⅲ. 公務員試験の流れ

次は、いよいよ試験制度を見ていこう。大雑把な試験の流れは下の図のようにになっている。どの職種・自治体も **1 次試験は筆記試験が主体だ**。筆記試験には択一式（5 肢択一のマークシート式）の試験と記述式（論文式）の試験がある。職種・自治体によっては記述式試験が 2 次試験以降で課せられる場合もある。これに対して **2 次試験以降**（自治体によっては 3 次試験，4 次試験があるところも。）は**面接試験による人物審査が中心となる**。近年この面接試験の比率がどの試験種においても高まってきている。以上の試験に全て合格すれば、採用内定となるのがほとんどの職種だ。

これに対して国家一般職は最終合格後に各省庁・地方支局の採用面接があり、これに合格しないと採用内定とはならない。つまり **国家一般職の場合は合格＝採用内定ではない**ことに気をつけよう。そして、各省庁・地方支局が実施する**採用面接に呼んでもらうための重要なプロセスとなるのが、1 次試験合格後より始まる官庁訪問だ**。ここで内々定を受けなければ採用されない。ただし、国家一般職の場合、選択肢は豊富に用意されているので、幅広く積極的に官庁訪問を行えばどこかの官庁からは内定をもらえるのが例年の状況である。



IV. 2024年度 公務員試験 第1次試験日程

試験日程は勉強計画を立てる際に必要な事柄だ。1 次試験の日程は職種によって異なるため、いくつかの職種を併願して受験することができる。多くの受験生の場合、5～8 つほどの併願をしているようだ。下線部を引いた職種が関西圏で特にポピュラーな併願先である。

3 月	第 2 週	9 日(土)	参議院事務局 (総合職)
		10 日(日)	衆議院法制局 (総合職)
	第 3 週	17 日(日)	<u>国家公務員総合職</u>
	第 4 週	20 日(水)	参議院法制局 (総合職)
		23 日(土)	衆議院事務局 (総合職)
		24 日(日)	国立国会図書館 (総合職・一般職)
4 月	第 1 週	4 日(木)	<u>京都市 上級Ⅰ<京都方式>一般事務職</u> (4 月 4 日～17 日)
	第 2 週	12 日(金)	<u>大阪府<22-25 歳区分></u> 、 大阪府警察行政<22-29 歳区分> (4 月 12 日～4 月 25 日)
		13 日(土)	警視庁 警察官Ⅰ類 (第 1 回)
		14 日(日)	<u>奈良県 (Ⅰ種【行政分野A】)</u>
	第 3 週	20 日(土)	自衛隊幹部候補生 (4 月 20 日、21 日)
		21 日(日)	<u>東京都特別区Ⅰ類、東京都Ⅰ類B</u> (一般方式・新方式)、 警視庁 (警察行政職員)Ⅰ類
5 月	第 2 週	11 日(土)	<u>裁判所事務官</u> (一般職・総合職)、家庭裁判所調査官補
		12 日(日)	東京都Ⅰ類A
	第 4 週	25 日(土)	衆議院事務局 (一般職)
		26 日(日)	国家専門職 (<u>国税専門官、財務専門官、労働基準監督官、法務省専門職員</u> [人間科学]、 <u>皇宮護衛官</u> [大卒程度]、食品衛生監視員、航空管制官、海上保安官)、 <u>防衛省専門職員</u> 、堺市 (大卒程度)
6 月	第 1 週	1 日(土)	外務省専門職員 (6 月 1 日、2 日)
		2 日(日)	<u>国家公務員一般職</u> (大卒程度)
	第 3 週	16 日(日)	<u>地方公務員上級</u> (県/政令指定都市等)、 <u>市役所</u> (大卒【A 日程】)
7 月	第 1 週	7 日(日)	<u>国立大学法人等職員</u>
	第 2 週	14 日(日)	<u>市役所B 日程</u> (滋賀県下, 兵庫県下の多くの市役所)
9 月	第 4 週	22 日(日)	<u>市役所C 日程</u> (大阪府下, 京都府下, 奈良県下, 和歌山県下の多くの市役所、兵庫県下の一部市役所)
	第 5 週	29 日(日)	国家総合職教養区分、学校事務 (京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、豊能地区、奈良県、奈良市)、堺市 (社会人Ⅰ [事務]・社会人Ⅱ [事務])
10 月	第 1 週	6 日(日)	大阪市(26-34 歳区分)、大阪府(26-34 歳区分)、 兵庫県庁 (経験者採用: 28-45 歳)
	第 3 週	20 日(日)	市役所D 日程 (京都府下, 兵庫県下の一部市役所)
	第 4 週	26 日(土)	学校事務 (神戸市)

★事務系・大卒レベル年齢制限（2024 年度試験状況）※採用年の 4 月 1 日時点での年齢上限

※最新の年齢制限については、各自治体ホームページをご確認ください。

上限年齢	国家公務員	地方公務員
～60		京都市(経験者)
～59		枚方市(一般枠), 明石市(社会人経験), 交野市(区分 B)
～45		高砂市(社会人経験者), 三田市(スタンダード採用), 兵庫県(経験者), 宮津市(一般試験), 播磨町(経験者), 河合町, 奈良県(社会人)
～44		四條畷市(事務 A), 西脇市(社会人経験者), 丹波市(社会人経験者)
～40	法務教官(社会人)	滋賀県(経験者), 長浜市(経験者), 舞鶴市, 田尻町, 豊能町(事務 B), 吹田市(福祉コース・情報コース), 富田林市, 相生市(事務 B), たつの市(職務経験者・ファミリーUターン者), 多可町(一般行政職 B), 上北山村, 下北山村, 和歌山市(Uターン型)
～39		豊中市, 神戸市(経験者), 姫路市(事務 1C), 川西町, 橋本市, 田辺市(社会人), 那智勝浦町
～36		平群町
～35		東近江市(社会人), 栗東市, 米原市, 亀岡市(かめおか), 南丹市, 摂津市, 島本町(社会人), 阪南市(社会人経験者), 河内長野市, 岸和田市, 泉大津市, 京都府(行政 II), 伊根町, 池田市, 尼崎市, 明石市(社会人経験), 三田市(ファーストチェンジ採用), 淡路市(社会人経験者), 田原本町(上級), 三郷町, 大和高田市, 九度山町, 御坊市, 和歌山市, 湯浅町, かつらぎ町(事務職 II), 白浜町(第 1 回), 広川町, 串本町, みなべ町, 印南町
～34		福知山市, 大阪府(26-34), 大阪市(26-34), 八尾市(事務職 B), 能勢町, 海南市, 有田市, 太子町・河南町・千早赤阪村
～32		寝屋川市, 小野市(社会人経験者), 上牧町
～31		東京都 I 類 A, 東京都特別区 I 類, 京都府(10 月採用), 箕面市
～30	国家公務員総合職, 国家公務員一般職, 国税専門官, 財務専門官, 労働基準監督官, 皇宮護衛官, 食品衛生監視員, 航空管制官, 法務省専門職員(人間科学), 外務省専門職員, 防衛省専門職員, 裁判所職員(総合職・一般職), 衆議院事務局(総合職・一般職), 衆議院法制局, 参議院法制局, 参議院事務局総合職(大卒程度)	滋賀県(先行実施枠・専門試験型), 守口市, 湖南市, 高島市, 彦根市, 京都府, 京都市(京都方式・一般方式), 与謝野町, 京丹後市, 宇治市, 池田市, 吹田市(26-30・災害マネジメントコース), 高槻市, 貝塚市, 茨木市, 大東市, 柏原市(上級), 羽曳野市, 藤井寺市(事務 A), 熊取町, 新温泉町, 上郡町, 福崎町, 伊丹市(事務 B), 相生市(事務職 A), 豊岡市(一般事務職 II), 赤穂市(事務職 A), 養父市, 南あわじ市, 奈良県, 斑鳩町, 新宮市, 有田川町, 古座川町, 日高町, 美浜町

～29	国立国会図書館総合職・一般職	東京都Ⅰ類B(一般方式・新方式), 野洲市, 東大阪市(経験者), 松原市, 交野市(区分A), 豊能町, 宝塚市, 佐用町, 橿原市, 五條市, 御所市, 葛城市, 和歌山県(早期募集枠・通常枠), 田辺市(大卒程度), 紀の川市, 白浜町(第2回), 上富田町
～28		守山市(一般枠), 大津市, 綾部市, 西宮市, 泉佐野市, 明石市(新卒・第二新卒), 芦屋市(事務A・B), 丹波篠山市, 宍粟市, 稲名川町, 大和郡山市
～27		東近江市, 長浜市, 城陽市, 木津川市, 八尾市(事務B), 洲本市, 加古川市, 高砂市, 川西市, 加西市, 岩出市, たつの市, 八幡市, 生駒市, 兵庫県(早期SPI枠・通常枠), 天理市, 奈良市, 宇陀市, 高石市(上級)
～26		甲賀市, 亀岡市(事務Ⅰ), 香美町, 多可町(一般行政職A), 近江八幡市, 香芝市, 広陵町, 猪名川町, 大阪狭山市
～25		草津市(行政A・B), 長岡京市, 向日市, 京田辺市, 大阪府(22-25), 大阪市(22-25), 吹田市(22-25), 枚方市, 和泉市, 門真市, 泉南市, 阪南市, 堺市, 姫路市(事務1A・1B), 朝来市, 淡路市, 伊丹市(事務A), 豊岡市(新卒枠), 稲美町, 播磨町, 丹波市, 桜井市
～24		小野市, 東大阪市, 守山市(新卒枠), 八尾市(事務A), 西脇市(新卒・既卒), 三木市, 神戸市(総合事務), 加東市
～23		愛荘町

V. 主な公務員試験の2024年度実施要項

1. 国家公務員一般職（大卒程度・行政）

受験資格	① 平成 6 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれの者（学歴不問） ② 平成 15 年 4 月 2 日以降生まれの者で、次の条件を満たすもの (1) 大学・短大・高等専門学校を卒業及び令和 7 年 3 月までに卒業する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	
	第 1 次試験	① 基礎能力試験（択一式）－ 30 問解答，110 分 ② 専門択一式試験－16 科目 80 問中 8 科目 40 問解答，180 分 ③ 一般論文（教養記述式試験）－1 題，60 分
試験内容	第 2 次試験	個別面接（A～E の 5 段階）

※一次合格発表後に官庁ごとに採用面接（官庁訪問）が実施される。

【配点比率】

基礎能力試験	専門択一試験	一般論文試験	人物試験
9 分の 2	9 分の 4	9 分の 1	9 分の 2

2. 国税専門官 A ※2025 年度試験からの変更を予定（詳細 p.30）

受験資格	① 平成 6 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれの者（学歴不問） ② 平成 15 年 4 月 2 日以降生まれの者で、次のいずれかの条件を満たす者 (1) 大学を卒業した者及び令和 7 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	
	第 1 次試験	① 基礎能力試験（択一式）－ 30 問解答，110 分 ② 専門択一式試験－58 問中 40 問解答，140 分 （必須）16 問（民法・商法⑧、会计学⑧） （選択）7 科目 42 問中 4 科目 24 問 ③ 専門記述式試験－5 科目中 1 科目解答，80 分
試験内容	第 2 次試験	① 個別面接（A～E の 5 段階） ② 身体検査（合否判定のみ）

【配点比率】

基礎能力試験	専門択一試験	専門記述試験	人物試験
9 分の 2	9 分の 3	9 分の 2	9 分の 2

▶ Tips 2025 年度以降の国税専門官採用試験における変更点について

1. 国税専門 A 区分の専門試験（多肢選択式）における選択方式の見直し

専門試験（多肢選択式）の必須科目である「民法・商法」及び「会計学」について「各 8 題解答」から「各 2 題解答」に変更し、選択必須科目としての「民法・憲法」及び「会計学」を設けるほか、その他の選択科目を「選択必須科目」及び「選択科目」に再編される。

【現行】

- ・ 必須科目「民法・商法」及び「会計学」について、各 8 題（計 16 題）を解答
- ・ 選択科目から 4 科目（各 6 題×4 科目＝24 題）を解答

必須科目		選択科目						
民法・商法	会計学	憲法・行政法	経済学	英語	財政学	経営学	政治学・社会学・社会事情	商業英語

【見直し後】

- ・ 必須科目「民法・商法」及び「会計学」の出題数削減（計 16 題→計 4 題）
- ・ 選択必須科目から 4 科目以上（各 6 題×4 科目＝24 題）解答することし、残り 12 題は未選択の選択必須科目と選択科目から自由に選択して解答
- ・ 合計の解答題数（40 題）に変更なし

必須科目		選択必須科目					選択科目			
民法・商法②	会計学②	民法・商法⑥	会計学⑥	憲法・行政法⑥	経済学⑥	英語⑥	財政学⑥	経営学⑥	政治学・社会学・社会事情⑥	商業英語⑥

2. 人物試験の配点比率の引き上げ【国税専門 A 区分・国税専門 B 区分共通】

国税専門官採用試験における人物試験の配点比率を現行から引き上げることに伴い、各試験の配点比率は次のように変更される。

【現行】

教養択一	専門択一	専門記述	面接
$\frac{2}{9}$	$\frac{3}{9}$	$\frac{2}{9}$	$\frac{2}{9}$

【見直し後】

教養択一	専門択一	専門記述	面接
$\frac{2}{10}$	$\frac{3}{10}$	$\frac{2}{10}$	$\frac{3}{10}$

出典 https://www.nta.go.jp/about/recruitment/kokusen/r7_kokusensaiyo.htm

3. 財務専門官

受験資格	① 平成 6 年 5 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれの者（学歴不問） ② 平成 15 年 4 月 2 日以降生まれの者で、次の条件を満たすもの (1) 大学・短大・高等専門学校を卒業及び令和 7 年 3 月までに卒業する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者		
試験内容	第 1 次試験	① 基礎能力試験（択一式）－ 30 問解答，110 分 ② 専門択一式試験－ 76 問中 40 問解答，140 分 （必須）28 問（憲法・行政法、経済学・財政学・経済事情） （選択）8 科目 48 問中（各 6 問）から 2 科目 12 問 ③ 専門記述式試験－ 5 科目中 1 科目解答，80 分	
	第 2 次試験	個別面接（A～E の 5 段階）	

【配点比率】

基礎能力試験	専門択一試験	専門記述試験	人物試験
9 分の 2	9 分の 3	9 分の 2	9 分の 2

4. 労働基準監督官 A（法文系）

受験資格	① 平成 6 年 5 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれの者（学歴不問） ② 平成 15 年 4 月 2 日以降生まれの者で、次の条件を満たすもの （1）大学・短大・高等専門学校を卒業及び令和 7 年 3 月までに卒業する見込みの者 （2）人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	
	試験内容	① 基礎能力試験（択一式）－40 問解答，140 分 ② 専門択一式試験－48 問中 40 問解答，140 分 （必須）12 問（労働法⑦、労働事情⑤） （選択）7 科目 36 問中 28 問 ③ 専門記述式試験－2 題，120 分
	第 2 次試験	① 個別面接（合否判定のみ） ② 身体検査（合否判定のみ）

【配点比率】

基礎能力試験	専門択一試験	専門記述試験
7 分の 2	7 分の 3	7 分の 2

5. 裁判所職員／一般職（大卒程度）

※2025 年度試験からの変更を予定（詳細 p.33）

受験資格	日本国籍を有し、かつ以下の①、②のいずれかに該当する者 ① 平成 6 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれの者（学歴不問） ② 平成 15 年 4 月 2 日以降生まれの者で、 （1）大学・短大・高等専門学校を卒業及び令和 7 年 3 月までに卒業する見込みの者 （2）最高裁判所が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	
	試験内容	① 基礎能力試験（択一式）－30 問解答，140 分 ② 専門択一式試験－30 問解答，90 分 （必須）20 問（憲法、民法） （選択）2 科目 20 問中 10 問
	第 2 次試験	① 小論文（教養記述）試験－1 題，60 分 ※1 次試験と同日に実施 ② 専門記述式試験－1 題，60 分（憲法） ※1 次試験と同日に実施 ③ 個別面接

【配点比率】

基礎能力試験	専門択一試験	専門記述試験	小論文試験	人物試験
10 分の 2	10 分の 2	10 分の 1	10 分の 1	10 分の 4

▶ Tips 2025 年度以降の裁判所職員採用試験における変更点について

裁判所事務官（総合職・一般職）の専門試験において、

- ・多肢選択式の出題数と選択科目が下図表の通り変更される。
- ・一般職のみ、記述式の「憲法」が課されなくなる。

Before (令和6年度まで)

科目		出題数
必須	憲法	7
	民法	13
選択	刑法	10
	経済理論	10
合計		30



After (令和7年度から)

科目		出題数
必須	憲法	10
	民法	10
選択	刑法	10
	経済理論	10
	行政法	10
合計		30

出典 <https://www.courts.go.jp/saiyo/vc-files/saiyo/2023/saisi/R7XYCminaoshi.pdf>

6. 家庭裁判所調査官補／総合職（大卒程度）

受験資格	日本国籍を有し、かつ以下の①、②のいずれかに該当する者	
	① 平成 6 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者 ② 平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び、令和 7 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者、並びに最高裁判所がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2) 最高裁判所が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	
試験内容	第 1 次試験	① 基礎能力試験（択一式）－ 30 問解答 140 分
	第 2 次試験	① 専門記述式試験－5 領域から 2 題選択, 120 分 心理学③、教育学③、福祉③、社会学②、法律学（民法②・刑法②） ② 政策論文－1 題, 90 分 ③ 人物面接Ⅰ（個別）／ 人物試験Ⅱ（集団討論・個別）

【配点比率】

基礎能力試験	専門記述試験	政策論文	人物試験Ⅰ	人物試験Ⅱ
15 分の 4	15 分の 4	15 分の 1	15 分の 2	15 分の 4

7. 国立大学法人等職員（事務）

受験資格	平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者（国籍・学歴不問）	
試験内容	第 1 次試験	教養択一式試験－40 問解答，120 分

※ 第 1 次試験合格後に、各国立大学法人等が個別に実施する採用試験を受験する。採用試験の内容は大学等により異なる。

<採用プロセス>

第一次試験 → 第一次試験合格発表 → （※）機関訪問 → 第二次試験 → 最終合格

※機関訪問とは

第一次試験合格者を対象に各機関が独自に実施する説明会。業務説明会の他、若手職員の体験談などを行う機関もあり、受験者と採用機関との情報交換の場。

実際にそこで勤務する職員とふれあい、職場の雰囲気を知ることができる貴重な機会です。

8. 衆議院事務局／一般職

※2025 年度試験の概要です（2024 年 11 月 20 日現在の情報）

受験資格	日本国籍を有し、かつ以下の①、②のいずれかに該当する者 ① 平成 7 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者 ② 平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者 a 大学を卒業した者及び令和 8 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者 b 衆議院事務局が a に掲げる者と同等の資格があると認める者		
試験内容	第 1 次試験	① 基礎能力試験（択一式）－40 問解答，120 分 ② 専門試験（択一式）－51 問中 30 問解答，90 分 （必須）6 問（憲法⑥） （選択）10 科目 45 問中 24 問	
	第 2 次試験	専門記述式試験－5 題中 1 題解答，60 分	
	第 3 次試験	口述試験	① 集団討論 ② 個別面接試験

9. 衆議院事務局／総合職

※2025 年度試験の概要です（2024 年 11 月 20 日現在の情報）

受験資格	日本国籍を有し、かつ以下の①、②のいずれかに該当する者	
	① 平成 7 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者 ② 平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者 a 大学を卒業した者及び令和 8 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者 b 衆議院事務局が a に掲げる者と同等の資格があると認める者	
試験内容	第 1 次試験	① 基礎能力試験（択一式）－40 問解答，120 分 ② 専門試験（択一式）－51 問中 30 問解答，90 分 （必須）6 問（憲法⑥） （選択）10 科目 45 問中 24 問
	第 2 次試験	① 専門記述式試験－6 題中 2 題解答，120 分 ② 個別面接
	第 3 次試験	口述試験

10. 参議院事務局／総合職

受験資格	日本国籍を有し、かつ以下の①、②のいずれかに該当する者	
	① 平成 6 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日に生まれた者（学歴不問） ② 平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者 a 大学を卒業した者及び令和 7 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者 b 参議院事務局が a に掲げる者と同等の資格があると認める者	
試験内容	第 1 次試験	① 基礎能力試験（択一式）－30 問解答，120 分 ② 専門試験（択一式）－80 問中 40 問解答，150 分
	第 2 次試験	① 専門試験（論文式）－7 題中 2 題解答，120 分 ② 集団面接
	第 3 次試験	個別面接

【配点比率】

基礎能力試験	専門択一試験	専門記述試験	人物試験（集団）	人物試験（個別）
10 分の 1	10 分の 1	10 分の 4	10 分の 4	合否判定のみ

11. 国立国会図書館 総合職・一般職

受験資格	日本国籍を有し、かつ以下の①、②のいずれかに該当する者		
	① 平成2年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた者（学歴不問） ② 平成16年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者 (1) 大学を卒業及び令和7年3月までに卒業する見込みの者※ (2) 館長が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者		
試験内容		総合職	一般職
	1次試験	教養択一式試験（120分）	
	2次試験	専門試験（記述式・120分）	専門試験（記述式・90分）
		英語試験（長文読解・60分）	
		小論文試験（60分・1200字）	
		人物試験（個別面接、オンラインで実施）	
	3次試験	人物試験（個別面接、対面で実施）	

※ 一般職の場合は短卒・高専卒、またはこれらの卒業見込者も可

11. 大阪府庁 大卒程度（行政）

区 分		22～25 区分	26～34 区分
受験資格		次の①、②いずれかに該当する者 ① 令和7年3月31日現在、22～25歳の者（学歴・職務経験不問） ② 令和7年3月31日現在、21歳以下の者で、短大を除く大学卒、大卒見込み者、または同等資格者	令和7年3月31日現在、26～34歳の者（学歴・職務経験不問）
試験内容	第1次試験	① SPI3（テストセンター）※1	① SPI3 ② 自己紹介書※2
	第2次試験	① 論文または択一式（60分） 以下の3分野から1題を選択 (1) 【見識】（論文）※3 (2) 【法律】（択一式）※4 (3) 【情報分野】（記述式）※5 ② 自己紹介書 ③ 個別面接（対面またはWEB面接）	① 論文（60分） 以下の2分野から1題を選択 (1) 【見識】（論文）※3 (2) 【情報分野】（記述式）※5 ② 個別面接（対面またはWEB面接）

第3次試験	① 個別面接	① プレゼンテーション面接
	② グループワーク	② 個別面接 ③ グループワーク

※1 性格検査は自宅等で事前に受験する。

※2 自己紹介書は、個別面接の参考資料とされる。期限までに提出がない場合は、第1次試験は受験できない。

※3 2次試験当日に、社会事象に対する基礎的知識、論理的思考力、企画提案力、文章作成力などの科目から1科目を選択して回答する。

※4 回答問題数は20題。憲法、民法、行政法の法律科目の問題が出題される。

※5 情報処理に関連する分野の論文と、情報処理の基礎的な知識を問う記述式の問題が出題される。

12. 大阪市 大卒程度（行政）

区 分		22－25 区分	26－34 区分
受験資格		次の①、②いずれかに該当する者 ① 平成11年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた者（学歴・職務経験不問） ② 平成15年4月2日以降に生まれた者で、短大を除く大学卒、大卒見込み者、同等資格者	平成2年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた者（学歴・職務経験不問）
試験内容	第1次試験	① 適性試験（SPI3）※1，70分 ② 筆記試験，90分 以下の3分野から1題を選択 (1) 論文（行政） (2) 論文（デジタル） (3) 択一式（法律）※2	① 適正試験（SPI3）※1，70分 ② 企画論文，60分 以下の2分野から1題を選択 (1) 論文（行政） (2) 論文（デジタル）
	第2次試験	口述試験※3	口述試験※3

※1 第1次試験において、適性試験（SPI3）の得点が一定の基準に満たない場合は不合格となる。

また、全体の合格判定は1次・2次を総合して判断する。

※2 択一式は、30問中25問選択解答。憲法、民法、行政法、刑法、政治学・行政学、社会事情が出題される。

※3 受験票と同時に交付する「面接カード」を記入。口述試験の際の参考となる。

13. 堺市 大卒程度（事務）

受験資格	次の①，②のいずれかに該当する者	
	① 平成 11 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者（学歴不問） ② 平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大卒，大卒見込者，同等資格者	
試験内容	第 1 次試験	① 適性検査（SPI3）－70 問，70 問
	第 2 次試験	① 論文試験－1 題，60 分（800 字以内） ② 面接試験（個別面接）
	第 3 次試験	面接試験（個別面接）

●配点

		適性検査	論文試験	面接①	面接②	総合得点
大卒 事務	第一次試験	100	-	-	-	100
	第二次試験	-	100	300	-	400
	第三次試験	-	50	150	300	500

※ 試験の合格者は、上表に示した各試験の総合得点順に決定される。

14. 兵庫県 大卒程度【通常枠】（総合事務職）

受験資格	次の①，②のいずれかに該当する者		
	① 平成 9 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日に生まれた者（学歴不問） （令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢が 22 歳～27 歳）、 日本国籍を有する者 ② 平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大卒，大卒見込者，同等資格者		
試験内容	第 1 次試験	① 教養試験（択一式）－55 問中 45 問解答，150 分 ② 専門試験（択一式）－80 問中 40 問解答，120 分 ③ 論文試験－1 題，60 分（800 字）	配点 150 点
		④ 個別面接（20～25 分） ⑤ 適性検査	配点 450 点
	第 2 次試験	① 個別面接（25～30 分）	配点 300 点

※ 1 次試験の面接試験は、筆記試験合格者に対して行われる。

※ 1 次試験の筆記試験合格者は、教養試験、専門試験の合計得点順に決定される。

※ 最終合格者は最終面接試験の結果に基づき決定し、1 次試験の成績は反映されない。

15. 兵庫県 大卒程度【早期 SPI 枠】（総合事務職）

受験資格	次の①，②いずれかに該当する者		
	① 平成 9 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日に生まれた者（学歴不問） （令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢が 22 歳～27 歳）、 日本国籍を有する者 ② 平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大卒，大卒見込者，同等資格者		
試験内容	第 1 次試験	① SPI3（テストセンター） ② アピールシート	配点 150 点
	第 2 次試験	③ 個別面接 ④ 適性検査	配点 450 点

※ 第一次試験合格者は、SPI3（100 点）得点順に決定する。

※ 最終合格者は、SPI3、アピールシート、第二次試験の合計得点順に決定する。

16. 神戸市 大卒（基礎的能力・専門試験方式）

受験資格	次の①，②の両方に該当する者		
	① 平成 12 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ただし、大学院を修了した人、または令和 7 年 3 月までに修了する見込みの人は、平成 10 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 短大を除く大学卒，または卒業見込者、及び専修大学の専門課程を卒業し高度専門士の称号を取得した者，または取得見込者		
試験内容	第 1 次試験	① 基礎能力試験（択一式）－45 問中 40 問解答，150 分（160 点） （必須）25 問（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） （選択）20 問中 15 問 ② 専門試験（択一式）－22 分野中 5 分野（25 問）解答，80 分（140 点） ③ 適性検査－自宅受験，約 30 分（配点なし） ※面接時の参考	
	第 2 次試験	個別面接（WEB）（200 点）	
	第 3 次試験	① 個別面接（200 点） ② 論文試験（100 点） ③ グループワーク（100 点）	

※ 2 次試験の合格者は、1 次試験の得点を 2 分の 1 に換算し、2 次試験との総合成績により決定する。

※ 最終合格者は、1 次試験の得点を 2 分の 1 に換算し、2 次試験及び 3 次試験との総合成績により決定する。

17. 神戸市 大卒（適性検査方式）

受験資格	次の①、②の両方に該当する者	
	① 平成 12 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ただし、大学院を修了した人、または令和 7 年 3 月までに修了する見込みの人は、平成 10 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 短大を除く大学卒、または卒業見込者、及び専修大学の専門課程を卒業し高度専門士の称号を取得した者、または取得見込者	
試験内容	第 1 次試験	① 適性検査（SPI3）－テストセンター方式、約 35 分（100 点） ② 性格検査－自宅受験、約 30 分（配点なし）※面接試験の参考
	第 2 次試験	① 個別面接（WEB 面接）（200 点） ② エントリーシート（20 点）
	第 3 次試験	① 個別面接（200 点） ② グループワーク（100 点）

※ 2 次試験の可否に 1 次試験の成績は影響しない。

※ 最終合格者は、2 次試験及び 3 次試験の総合成績により決定する。ただし、面接、グループワークのいずれかにおいて一定の基準に達しない人は、他の成績に関わらず不合格になる。

18. 京都府 一類（行政 A・B）

受験資格	【行政 A・B】 日本国籍を有し、かつ以下の①、②のいずれかに該当する者 ① 平成 6 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者（学歴不問） （令和 7 年 4 月 1 日現在における年齢が 22 歳～30 歳の方） ②平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ア．短大を除く大学を卒業した者、または卒業見込者 イ．人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める者
	【行政 A（10 月）】 日本国籍を有し、令和 6 年 10 月 1 日採用に応じられる方で、かつ以下の①、②いずれかに該当する者 ① 平成 5 年 4 月 2 日～平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた方（学歴不問） （令和 7 年 4 月 1 日現在における年齢が 23 歳～31 歳の方） ② 平成 14 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ア．短大を除く大学を卒業した者、または卒業見込者 イ．人事委員会が上記アに該当する方と同等の資格があると認める者

試験内容	第 1 次試験①	【行政 A および A（10 月）】 ① 教養試験（択一式）－55 問中 40 問解答，120 分（75 点） （必須）26 問（社会科学②、文章理解⑧、判断推理⑩、数的推理⑤、資料解釈①） （選択）29 問中 14 問 ② 専門試験（択一式）－60 問中 40 問解答，90 分（150 点） ※ 総合政策、法律、経済から試験区分を選択して解答 ③ 論文試験，90 分（100 点） 【行政 B】 ① 基礎能力試験（SPI3），70 分（100 点） ※能力検査のみ ② 自己アピール試験，90 分（125 点） ③ 論文試験，90 分（100 点）
	第 1 次試験②	【行政 A および A（10 月）】 ④ 集団面接（125 点） ⑤ 適性検査 【行政 B】 ③ アピール型個別面接（125 点） ④ 適性検査
	第 2 次試験	個別面接（400 点）

※ 最終合格者は、第 2 次試験の結果及び第 1 次試験の論文試験の結果に基づき決定。

19. 京都市 上級【一般方式】（一般事務職）

受験資格	平成 6 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者（学歴・国籍不問）	
試験内容	第 1 次試験①	① 教養試験（択一式）－30 問解答，90 分 ② 専門試験（択一式）－40 問中 30 問解答，90 分 ③ 作文試験，40 分（600 字以内）
	第 1 次試験②	④ 個別面接
	第 2 次試験	個別面接

※ 1 次試験の口述試験対象者は教養試験・専門試験の総合成績により決定する。

※ 1 次試験の作文は 2 次試験の採点対象。1 次試験の合否には影響しない（最終合格者は 2 次試験と 1 次試験で実施した作文の成績により判定される）。

20. 京都市 上級Ⅰ【京都方式】（一般事務職）

受験資格	平成6年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた者（学歴・国籍不問）	
試験内容	第1次試験	① 基礎能力検査（SPI3）－テストセンター形式，約65分 ② 個別面接（WEB面接）
	第2次試験	① 個別面接 ② 課題作文（60分）
	第3次試験	個別面接

※ 1次試験の口述試験対象者は基礎能力検査（SPI3）の成績により決定する。

※ 2次試験の課題作文は3次試験の採点対象。2次試験の可否には影響しない（最終合格者は3次試験と2次試験で実施した課題作文の成績により判定される）。

21. 滋賀県 上級 行政（専門試験型・アピール試験型）

※2025年度試験からの変更を予定（詳細 p.43）

受験資格	以下の①，②のいずれかに該当する者（国籍不問） 【行政（アピール試験型以外）】 ① 平成2年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた者（学歴不問） ② 平成15年4月2日以降に生まれた者で，次に掲げる者 a. 大学（短期大学を除く）を卒業、または令和7年3月31日までに卒業見込みの者 b. 滋賀県人事委員会がa.に掲げる者と同等の資格があると認める者 【行政（アピール試験型）】 ① 平成10年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた者 ② 平成15年4月2日以降に生まれた者で，次に掲げる者 a. 大学（短期大学を除く）を卒業、または令和6年3月末日までに卒業見込みの者 b. 滋賀県人事委員会がa.に掲げる者と同等の資格があると認める者	
試験内容	第1次試験①	【行政（アピール型試験以外）】 ① 教養試験（択一式）－47問中40問解答，120分（100点） （必須）27問（文章理解⑧、判断推理⑩、数的推理⑥、資料解釈①、人権①、県関係①） （選択）20問中13問 ② 専門試験（択一式）－50問中40問解答，120分（100点） 【行政（アピール試験型）】 ① 能力検査（SPI），70分（100点） ② アピールシート（1,000字程度），60分（100点）

	第1次試験②	個別面接（100点）
	第2次試験	① 論文試験（1,000字程度），90分（100点） ② 集団討論 ③ 個別面接（②，③合わせて配点300点） ④ 適性検査（配点なし）

【配点合計】700点

※ 行政（アピール試験型以外）の受験者は、1次試験の筆記試験当日に面接カードを提出しなくてはならない。提出できなかった場合は、試験を棄権したものとみなされる。

※ 行政（アピール試験型）の受験者は、1次試験の口述試験の冒頭3分間において、アピールシートの内容についての自己アピールを行わなくてはならない。

▶ Tips 2025年度以降の滋賀県職員採用試験における主な変更点について

1. 大卒程度試験-先行実施枠（行政）の新設

- ・従来の「行政（アピール試験型）」に代わり、先行実施枠（行政）の試験区分が新設される。
- ・先行実施枠（行政）の試験の内容、配点、実施時期は下表の通り。

試験	種目	内容	配点	実施時期
第1次試験	能力検査	能力検査（SPI）	100	4月上旬または中旬
	口述試験	個別面接	200	5月中旬
第2次試験	論文試験		100	5月中旬（※）
	口述試験	集団討論	100	5月下旬
		個別面接	200	
	適性検査		—	4月上旬または中旬（※）
合 計			700	最終合格発表：6月上旬

※論文試験は、第1次口述試験日に実施し、評価は第2次試験で行う予定です。

適性検査は、第1次試験の際に実施する予定です。（得点化はしません。）

2. 受験資格（年齢要件）の見直しについて

- ・下表の通り、各試験の年齢要件が見直される。

対 象	試 験	職 種	見直し後 (令和7年度から)	現 行 (令和6年度まで)
新卒者の方・ 社会人の方	大卒程度 (先行実施枠)	行政	22歳～30歳	—
		総合土木		22歳～26歳
	大卒程度	行政(専門試験型)	22歳～30歳	22歳～34歳
		総合土木		
		その他の職種	22歳～34歳	
社会人の方	経験者採用	行政	31歳～40歳	27歳～40歳
		総合土木		

※年齢は採用試験翌年度の4月1日時点の年齢です。

出典 <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/340752.html>

22. 奈良県 I 種（行政分野 A 【春実施・秋実施】）

受験資格	以下の①, ②のいずれかに該当する者（国籍不問）	
	① 平成 6 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者（学歴不問） ② 平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大卒（短期大学を除く），大卒見込者	
試験内容	第 1 次試験	① 基礎能力検査（SPI3），70 分（100 点） ② 性格検査（SPI3），40 分（配点なし） ③ 小論文（600 字程度），60 分（100 点） ④ グループワーク及び集団面接（300 点）
	第 2 次試験	① 個別面接 2 回（500 点）

※ 1 次試験の口述試験の対象者は、基礎能力検査の成績により決定される。

※ 1 次試験の可否は、基礎能力検査と口述試験の成績により決定され、小論文の成績は影響しない。

なお、小論文は 2 次試験の結果と合わせて、最終合格者の決定に利用される。

23. 和歌山県 I 種（早期募集枠）

受験資格	日本国籍を有し、かつ以下の①, ②のいずれかに該当する者	
	① 令和 7 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者（学歴不問） ② 平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次に掲げる者 ア. 大学（短期大学を除く）を卒業、または令和 7 年 3 月末日までに卒業見込みの者 イ. 人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める者	
試験内容	第 1 次試験	① 基礎能力試験（SCOA），60 分（400 点） ② 適性検査（配点なし，面接時の参考資料となる）
	第 2 次試験	① 論文試験，1200 字程度，90 分（200 点） ② 個別面接 2 回（1,800 点）※

※ 2 回目の個別面接では、自己紹介書の自己 PR に基づく 3 分間のプレゼンテーションを実施する。

24. 和歌山県 I 種（一般行政職・通常枠）

受験資格	日本国籍を有し、かつ以下の①，②のいずれかに該当する者 ① 平成 7 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者（学歴不問） ② 平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で，次に掲げる者 ア．大学（短期大学を除く）を卒業、または令和 7 年 3 月末日までに卒業見込みの者 イ．人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める者	
試験内容	第 1 次試験	① 基礎能力試験（SCOA），60 分（400 点） ② 専門択一式試験（受験申込時に 4 科目から 1 科目選択），120 分（600 点） ＜科目選択について＞ ・ 法律又は経済を選択…40 問必須解答 ・ 総合 A 又は総合 B を選択…60 問中 40 問を選択解答 ③ 論文試験，1200 字程度，90 分（200 点）※ ④ 適性検査（配点なし，面接時の参考資料となる）
	第 2 次試験	個別面接 2 回（1,800 点）

※ 論文試験の採点は、第 2 次試験で行われる。

Ⅵ. 択一式試験 出題数一覧表

<教養択一式試験 出題数一覧表①>

* 表内のゴシック・斜体は必須科目を表示。なお、試験内容は変更される可能性有。必ず試験要項でご確認下さい。

			国家総合職・大卒	国家総合職・院卒	国総・教養区分	国家一般職	国般・教養区分	国税専門官	労働基準監督官	財務専門官	裁判所一般職・大卒	国立大学法人	地上・全国型	地上・関東型															
一般知能分野	文章理解	現代文	10	10	10	10	10	10	10	10	24	3	3	3															
		英 文										4	5	5															
		古 文																											
	数の処理	判断推理	14	14	14	7	7	7	7	7		8	10	7															
		数の推理				4	4	4	4	4		5	6	5															
		資料解釈				3	3	3	3	3			1	1															
		空間概念																											
知能小計		出題数	24	24	24	24	24	24	24	24	24	20	25	21															
		解答数	24	24	24	24	24	24	24	24	24	20	25	21															
一般知識分野	自然科学	数 学	6	6	10	6	6	6	6	6	6	1	1	1															
		物 理										1	1	1															
		化 学										1	2	2															
		生 物										2	2	2															
		地 学										1	1	1															
	人文科学	思 想			10							1	1	1	1	1	1	1	2	2	3								
		文学芸術																				2	2	3					
		日本史																				2	2	3					
		世界史																				2	2	2					
		地 理																				3	4	4					
	社会科学	法律政治			10							2	3	2	4	2	2	2	2	4	2	4							
		経 済																											
		社 会																											
		時 事																											
		人権問題																											
		国 語																											
		英 語																											
		特有問題																											
		知識小計		出題数		6	6	30	6	6													6	6	6	6	20	25	29
				解答数		6	6	30	6	6													6	6	6	6	20	25	19
教養合計		出題数	30	30	54	30	30	30	30	30	30	40	50	50															
		解答数	30	30	54	30	30	30	30	30	30	40	50	40															

(1) 国家系の試験種については、全ての試験の基礎能力試験において、一般知識分野の6問の中に情報に関する問題が含まれる。

(2) 国家総合職教養区分は、知能系・知識系でそれぞれ、Ⅰ（120分）、Ⅱ（90分）と分かれている。

<教養択一式試験 出題数一覧表②>

			地上・中部北陸型	兵庫県庁	神戸市役所	京都府庁	京都市役所	滋賀県庁	東京都一類B	東京特別区一類	市役所B日程	市役所C日程
一般知能分野	文章理解	現代文	3	3	3	3	3	8	4	5	3	3
		英 文	5	5	5	5	5		4	4	3	3
		古 文										
	数的処理	判断推理	9	7	9	10	9	10	2	5	8	5
		数的推理	7	5	7	5	6	6	6	6	4	7
		資料解釈	1	1	1	1	1	1	4	4	2	2
		空間概念							4	4		
知能小計	出題数		25	21	25	24	24	25	24	28	20	20
	解答数		25	21	25	24	24	25	24	28	20	20
一般知識分野	自然科学	数 学	1	1		2		6			1	1
		物 理	1	1					1	2	1	1
		化 学	2	2		2			1	2	1	1
		生 物	2	2		2			1	2	2	2
		地 学	1	1		1			1	2	1	1
	人文科学	思 想								1		
		文学芸術	1	2		1			1			
		日本史	3	3		3		2	1	1	2	2
		世界史	2	3		3		2	1	1	2	2
		地 理	2	2		2		2	1	1	1	1
	社会科学	法律政治	3	6	20	3		8	2	4	2	3
		経 済	3	2		4			1		3	2
		社 会	4	3		6					4	4
		時 事		2			5		5	4		
	その他	人権問題		1		2		1				
		国 語										
		英 語										
		特有問題		3			1	1				
知識小計	出題数		25	34	20	31	6	22	16	20	20	20
	解答数		25	6/18	15	16	6	2/13	16	12	20	20
教養合計	出題数		50	55	45	55	30	47	40	40	40	40
	解答数		50	45	40	40	30	40	40	40	40	40

(1) 科目別問題数の内訳は、受験者からの情報に基づいている部分があるため、不正確な場合がある。また、一部試験種では年によって出題の有無が変化するため、出題数と科目ごとの数字が一致しないものがある。

(2) 教養試験の選択解答制は、通常、科目に関わりなく任意に問題を選択できる。

(3) 特有問題とは、ご当地問題など、地域の特色が強い問題をいう。上記以外の地方上級、市役所試験でも出題されているという情報もある。

(4) 同和問題は人権問題に含めた。

(5) 東京都I類Bは従来方式のものである

＜専門択一式試験 出題数一覧表＞

※表内の太字・斜体は必須科目を表す。試験内容は変更されることがありますので、必ず試験要項でご確認下さい。

		国総 (大卒)・法律	国総 (大卒)・経済	国家 一般職	国税専門官 A	財務専門官	労働基準監督官	裁判所 一般職・大卒	地上・全国型	地上・関東型	地上・中部北陸型	兵庫県庁	滋賀県庁	神戸市役所	京都府庁・総合政策	京都府庁・法律	京都府庁・経済	京都市役所	東京特別区 一類	市役所B&C日程
法律系	憲法	7	3	5	6	14	※16	10	4	4	5	6	4	5	4	5	※5	4	5	4
	行政法	12		5			※16	10	5	5	8	12	5	5	5	12		5	5	6
	民法	12	3	5・5	8	6	※16	10	4	6	7	8	4	※10	4	12	※5	4	5・5	5
	商法	3																		
	刑法	3					※16	10	2	2	2	3	2		2	3				
	労働法	3					7		2	2	2	3	2	※5	2	3		2		
	国際法	3																		
経済系	経済原論	※6	16	5・5	6	※14	※20	10	9	12	8	12	6	※15	11	5	18	10	5・5	11
	経済政策		5							2	2	3		※5			3			
	財政学	※6			6	※14			3	4	3	3	3	※5	3		4	3	5	3
	経済事情		5	5		※14					3	3		※10			4	3		
	経済史		※3							1		1					4			
	計量経済学																			
	統計学		5			6						2	2				2			
	国際経済学		3											5						
行政系	政治学			5	※6	※6			2	2	2	2	2	5	2			2	5	2
	行政学			5					2	2	2	2	2	5	2			2	5	2
	社会政策						※20		3	3	2	3	3		3			3		3
	社会学			5	※6	※6	※20				2		3		3	3	3		5	
	国際関係			5					2	3	2	3	3	5	4	2	2	2		4
商業	会計学				8	6								※10						
	経営学		3	5	6	6			2	2		3	3	5	4	4	4	2	5	
その他	社会事情				※6															
	労働事情					5														
	英語			5・5	6	6								※10						
	心理学			5									3		3	3	3			
	教育学			5								3	3	5	4	4	4			
	社会福祉											2			4	4	4			
	デジタル関係											6								
合計	出題数	49	46	80	58	76	48	50	40	50	50	80	50	110	60	60	60	40	55	40
	解答数	40	40	40	40	40	40	30	40	40	40	40	40	25	40	40	40	30	40	40

- (注) (1) 地方上級の科目別問題数の内訳は受験生からの情報に基づいている部分があるため、一部不正確な場合がある。
(2) 専門試験の選択解答制には2パターンあり、選択した科目を全問解答しなければならない科目選択制タイプ(国家一般職、裁判所一般職など)と、科目に関わりなく任意に問題を選択できるタイプ(京都市、東京特別区I類など)がある。
(3) 願書上の「経済学」や「経済理論」については、ここでは「経済原論」として表記する。
(4) 国家総合職法律区分は、経済学・財政学をあわせて6問。
(5) 国家総合職経済区分は、経済史・経済事情をあわせて3問。
(6) 国税専門官は、政治学・社会学・社会事情をあわせて6問。また、上記のほか、商業英語がある。
民法・商法8問のうち2問、会計学8問のうち2問がそれぞれ必須解答で、残りの12問に憲法・行政法、経済学、英語を加えた5科目30問が選択必須科目となる。選択必須科目は4科目以上選択し解答しなくてはならない。
(7) 財務専門官は、経済原論・財政学・経済事情で1科目、政治学・社会学で1科目扱い。また、上記のほか、情報工学、情報数学がある。
(8) 労働基準監督官は憲法・民法・行政法・刑法から16問、経済学・労働経済・社会保障・社会学から20問出題。これら36問から28問を選択し解答する。
(9) 国家一般職の民法は総則・物権と債権・親族・相続から各5問出題、経済原論はミクロ経済学とマクロ経済学から各5問出題、英語は基礎分野と一般分野から各5問出題。
(10) 東京都I類Bは専門択一試験がない。
(11) 京都府の経済区分は、憲法・民法をあわせて5問。
(12) 神戸市の※印がある科目は、複数科目をあわせて1分野とするものと、1科目で複数分野に分かれているものがある。下記の()内参照。
(政治学・行政学・労働法で5問、財政学・経済事情で5問、経済政策・経済事情で5問、数学・物理で5問、民法①と②が各5問、経済原論①・②・③が各5問、会計学①と②が各5問、英語①と②が各5問)

VII. 国家公務員一般職 択一式試験問題例

[国家一般職 令和6年度 判断推理]

あるグループに、いくつかの果物について、それぞれ好きか好きではないかを調査したところ、次のことが分かった。このとき、論理的に確実にいえるのはどれか。 (国家一般職：2024)

- ブドウが好きな人は、モモが好きである。
- オレンジが好きな人は、ブドウが好きである。
- リンゴが好きな人は、パイナップルが好きで、かつ、ブドウが好きではない。
- オレンジが好きではない人は、マンゴーが好きではない。
- モモが好きな人はマンゴーが好きである。

1. リンゴが好きな人は、モモが好きではない。
2. モモが好きな人は、リンゴが好きである。
3. オレンジが好きな人は、パイナップルが好きである。
4. マンゴーが好きではない人は、オレンジが好きである。
5. パイナップルが好きではない人は、ブドウが好きである。

答え 1

[国家一般職 令和6年度 憲法]

内閣総理大臣に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 内閣総理大臣は、内閣という合議体の首長であり、国務大臣の罷免権を有しているが、国務大臣を罷免する場合には、閣議における決定が必要である。
- イ. 衆議院において内閣不信任決議案が可決された場合、内閣は衆議院の解散又は総辞職をしなければならず、参議院において内閣総理大臣同責決議案が可決された場合も、その決議は同様の法的効果を伴う。
- ウ. 予算に計上された予備費は、内閣総理大臣の責任でこれを支出することができるが、その支出については、事後に国会の承認を得なければならない。
- エ. 内閣総理大臣は、内閣を統率し、行政各部を統括調整する地位にあって、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、少なくとも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有するとするのが判例である。
- オ. 法律及び政令には、全て主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することが必要とされているが、これはその執行責任を明確にする趣旨に出たものであり、署名又は連署を欠く法律または政令がそのことのみをもって無効とされるものではない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

VIII. 主な公務員試験における記述式試験の概要

国家公務員

職 種	種類	内 容	解答数	時間
国家一般職	教養	文章による表現力，課題に関する理解力などについての短い論文による筆記試験	1 題	60 分
国税専門官	専門	国税専門官として必要な憲法・民法・経済学・会計学・社会学の 5 科目から 1 科目選択	1 題	80 分
財務専門官	専門	財務専門官として必要な憲法・民法・経済学・財政学・会計学の 5 科目から 1 科目選択	1 題	80 分
労働基準監督官	専門	労働法，労働事情（就業構造，労働需給，労働時間・賃金，労使関係）から 2 題出題、2 題解答	2 題	120 分
裁判所職員 一般職	教養	文章による表現力，課題に対する理解力などについて	1 題	60 分

地方公務員

職 種	種類	内 容	解答数	時間
大阪府 1 分野選択	見識 (論文)	社会事象に対する基礎的知識や、論理的思考力、企画提案力、文章作成能力などを問う問題	1 題	60 分
	情報 (記述式)	情報処理に関連する分野の論文と、情報処理の基礎的な知識を問う記述式の問題	1 題	
	法律 (択一式)	憲法、民法、行政法の法律科目の問題	20 問	
大阪市	教養	行政、デジタルの 2 科目から 1 科目	1 題	90 分
堺市	教養	出題された課題について記述（800 字）	1 題	60 分
兵庫県	教養	一般的な課題に対する理解力、判断力、独創性、説得力、文章表現力、文章構成力を問う（800 字）	1 題	60 分
神戸市	教養	論文題については試験当日指示	1 題	60 分
京都府	教養	課題に対する理解力、思考力、表現力等についての記述	1 題	90 分
京都市	教養	専門知識ではなく一般的な内容を問う内容（600 字以内）	1 題	40 分
滋賀県	教養	識見、思考力、表現力等について	1 題	90 分
奈良県	教養	大学卒業程度の構成力、表現力などを問う（600 字程度）	1 題	60 分
和歌山県	教養	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等について（1200 字程度）	1 題	90 分

【国家一般職 令和6年度一般論文試験】

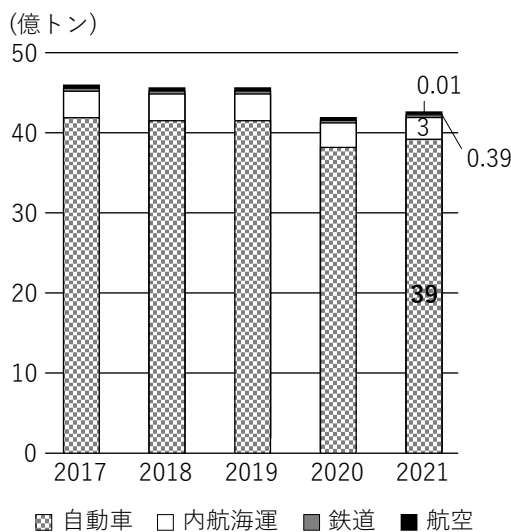
2018（平成30）年6月に成立した働き方改革関連法に基づき、トラックなど自動車の運転業務の時間外労働についても、2024（令和6）年4月から上限規制が適用されることとなった。その結果、2024年度の輸送力（貨物輸送量等）は、2019年度のそれと比較して、14%（トラックドライバー14万人相当）不足すると推計されている。

このような状況に関して、以下の資料①、②を参考にしながら、次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

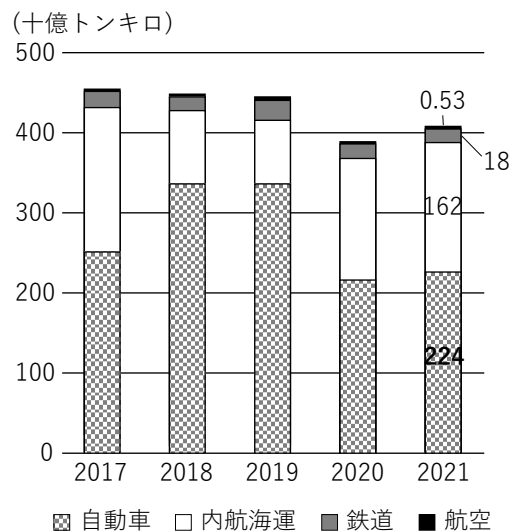
- (1) トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されることによる影響について、その影響を受ける者ごとに整理しながら述べなさい。
- (2) (1)の影響を踏まえ、我が国が行うべき取組について、あなたの考えを具体的に述べなさい。

資料① 国内貨物のモード別輸送量

国内貨物輸送量の推移(トンベース)^{※1}



国内貨物輸送量の推移(トンキロベース)^{※2}



※1 輸送トン数は、輸送した貨物の重量(トン)の合計である。

※2 輸送トンキロは、輸送した貨物の重量(トン)にそれぞれの貨物の輸送距離(キロ)を乗じたものである。

(国土交通省ウェブサイトを基に作成)

資料② 物流の 2024 年問題に関する専門家の見方

Q. 政府は、トラック運転手の不足を受けて、今後 10 年程度で船舶や鉄道の輸送量を 2020 年度の 2 倍に増やす目標を掲げました。この動きをどう見ますか。

これまで何日もかけてトラックで長距離運送をしていたが、その中間をフェリーや鉄道が担うためトラック運転手の労働時間が削減できる。長距離輸送で何泊もするような勤務が減れば、働き方を重視する若い世代や女性にとっても働きやすくなるだろう。さらに、フェリーや鉄道で荷物を運べば、トラックよりも二酸化炭素の排出量が削減され環境面でもメリットが大きい。

Q. 国の対策では、宅配便の再配達を減らすため、いわゆる「置き配」を選んだり、ゆとりのある配送日を指定したりした利用者にポイントを付与するサービスの実証事業を行うことも盛り込まれました。

国民の行動変容を促すという点で、ポイント付与という経済的な動機付けは効果的だ。これまでどおりの早さで配達を希望する場合と数日遅れを認める場合とでポイントを付けたり価格差をつけたりする仕組みができれば、トラック運転手の労働時間を平準化することにつながる。再配達を希望する人には追加料金を求めるなど、相応の負担がかかることを利用者也理解していくべきだ。物流の 2024 年問題は、物流業界だけでなく、荷主や利用者の協力も欠かせない。

(NHK ニュース 2023 年 10 月 10 日を基に作成)

【国税専門官 令和 6 年専門記述（憲法）】

選挙及び投票の諸原則として、「普通選挙」、「平等選挙」、「自由選挙（任意投票）」、「直接選挙」、「秘密選挙」が挙げられる。

- (1) これら五つの原則について、それぞれの内容を説明しなさい。
- (2) 「平等選挙」について、判例も踏まえつつ、憲法上の論点について述べなさい。

IX. 主な公務員試験の実施結果

【国家一般職（行政職）】

地 域	年度	申込者数	受験者数	1次合格者	最終合格者	競争率	採用予定
北海道	2024	981 名	769 名	683 名	527 名	1.5 倍	180 名
	2023	1,003 名	798 名	599 名	457 名	1.7 倍	230 名
	2022	1,017 名	762 名	650 名	470 名	1.6 倍	200 名
東 北	2024	1,394 名	1,103 名	807 名	550 名	2.0 倍	250 名
	2023	1,602 名	1,221 名	823 名	594 名	2.1 倍	240 名
	2022	1,535 名	1,176 名	831 名	559 名	2.1 倍	200 名
関東 甲信越	2024	7,915 名	5,484 名	2,729 名	1,942 名	2.8 倍	660 名
	2023	8,476 名	5,787 名	2,845 名	2,098 名	2.8 倍	690 名
	2022	9,204 名	6,357 名	2,565 名	1,844 名	3.4 倍	780 名
東海北陸	2024	2,191 名	1,595 名	924 名	653 名	2.4 倍	330 名
	2023	2,523 名	1,922 名	1,068 名	712 名	2.7 倍	350 名
	2022	2,568 名	2,038 名	1,039 名	749 名	2.7 倍	310 名
近 畿	2024	3,036 名	2,221 名	1,173 名	816 名	2.7 倍	430 名
	2023	3,132 名	2,312 名	1,164 名	822 名	2.8 倍	430 名
	2022	3,291 名	2,490 名	1,020 名	794 名	3.1 倍	360 名
中 国	2024	1,416 名	1,083 名	780 名	523 名	2.1 倍	250 名
	2023	1,363 名	1,071 名	804 名	580 名	1.8 倍	230 名
	2022	1,635 名	1,316 名	721 名	495 名	2.7 倍	230 名
四 国	2024	986 名	713 名	450 名	299 名	2.4 倍	140 名
	2023	962 名	764 名	469 名	360 名	2.1 倍	130 名
	2022	1,003 名	779 名	479 名	323 名	2.4 倍	110 名
九 州	2024	2,300 名	1,791 名	995 名	631 名	2.8 倍	300 名
	2023	2,645 名	1,994 名	1,115 名	692 名	2.9 倍	330 名
	2022	2,703 名	2,142 名	1,092 名	734 名	2.9 倍	300 名
沖 縄	2024	501 名	364 名	167 名	134 名	2.7 倍	70 名
	2023	610 名	449 名	238 名	161 名	2.8 倍	70 名
	2022	755 名	558 名	174 名	131 名	4.3 倍	70 名

※ 上記のほかに本省庁採用分があり、2024 年の採用予定人数は約 770 人である。（前年比+70 人）

【国税専門官】

年度	申込者数	受験者数	1次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	12,161 名	8,555 名	5,910 名	3,358 名	2.6 倍	1,100 名
2023	14,093 名	9,818 名	5,729 名	3,274 名	2.9 倍	1,400 名
2022	14,867 名	11,098 名	7,283 名	4,106 名	2.7 倍	1,400 名

【財務専門官】

年度	申込者数	受験者数	1次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	2,422 名	1,277 名	937 名	527 名	2.4 倍	150 名
2023	2,986 名	1,583 名	996 名	560 名	2.8 倍	160 名
2022	2,501 名	1,382 名	1,077 名	632 名	2.2 倍	180 名

【労働基準監督官 A（法文系）】

年度	申込者数	受験者数	1次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	2,461 名	1,186 名	1,009 名	336 名	3.5 倍	170 名
2023	2,432 名	1,146 名	968 名	298 名	3.8 倍	170 名
2022	2,254 名	1,216 名	1,077 名	319 名	3.8 倍	185 名

【裁判所職員一般職（裁判所事務官・大卒程度区分）】

年度	申込者数		受験者数	1次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	全国	10,945 名	8,355 名	4,942 名	1,979 名	4.2 倍	375 名
	大阪高裁	1,863 名	1,455 名	627 名	155 名	9.4 倍	65 名
2023	全国	11,469 名	8,575 名	5,292 名	2,351 名	3.6 倍	375 名
	大阪高裁	1,944 名	1,513 名	879 名	294 名	5.1 倍	80 名
2022	全国	11,454 名	8,773 名	4,571 名	1,588 名	5.5 倍	390 名
	大阪高裁	2,017 名	1,606 名	651 名	231 名	7.0 倍	65 名

※ 一般職試験（大卒程度試験）の各合格者には総合職試験特例申込者を含む。

【国立大学法人等職員（事務・近畿）】

年度	申込者数	受験者数	1 次 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	1,883 名	1,011 名	646 名	1.6 倍	55 名
2023	2,456 名	1,502 名	790 名	1.9 倍	49 名
2022	2,863 名	1,727 名	812 名	2.1 倍	44 名

※2 次試験の結果は、試験が各機関別に実施されるため、上の表には掲載していない。

【衆議院事務局総合職（Ⅰ種）・一般職（Ⅱ種）大卒程度】

年度	申込者数		受験者数	1 次 合格者数	2 次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	総合職	237 名	非公開	52 名	6 名	4 名	－	若干名
	一般職	424 名	非公開	131 名	71 名	15 名	－	15 名
2023	総合職	179 名	非公開	51 名	5 名	2 名	－	若干名
	一般職	623 名	非公開	157 名	65 名	12 名	－	15 名
2022	総合職	172 名	111 名	40 名	6 名	2 名	55.5 倍	若干名
	一般職	543 名	404 名	199 名	84 名	14 名	28.9 倍	15 名

【国立国会図書館Ⅰ種（総合職）・Ⅱ種（一般職）】

年度	申込者数		受験者数	1 次 合格者数	2 次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	総合職	406 名	285 名	120 名	13 名	4 名	71.2 倍	若干名
	一般職	593 名	446 名	150 名	44 名	16 名	27.8 倍	若干名
2023	総合職	428 名	296 名	120 名	13 名	4 名	74.0 倍	若干名
	一般職	682 名	447 名	130 名	44 名	14 名	31.9 倍	若干名
2022	総合職	384 名	308 名	110 名	13 名	3 名	102.7 倍	若干名
	一般職	666 名	542 名	150 名	45 名	7 名	77.4 倍	若干名

※ 例年、総合職、一般職合わせて 20 名程度が採用人数となっている。

※ 一般職試験（大卒程度試験）の各合格者には総合職試験特例申込者を含む。

※ 一般職試験（大卒程度試験）の倍率の「第 1 次試験合格者」には、総合職試験特例申込者を含む。

【大阪府上級職（事務）】

年度	区分	申込者数	受験者数	1次 合格者数	2次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	行政 (22-25)	1,896 名	1,657 名	669 名	367 名	185 名	9.0 倍	130 名
	警察行政	323 名	277 名	187 名	82 名	41 名	6.8 倍	35 名
2023	行政 (22-25)	1,687 名	1,032 名	552 名	222 名	169 名	6.1 倍	110 名
	警察行政	346 名	206 名	132 名	58 名	33 名	6.2 倍	30 名
2022	行政 (22-25)	1,978 名	1,158 名	562 名	221 名	147 名	7.9 倍	110 名
	警察行政	406 名	243 名	130 名	72 名	45 名	5.4 倍	35 名

【大阪市上級職（事務行政 22-25 歳区分）】

年度	申込者数	受験者数	1次 合格者数	2次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	2,007 名	974 名	492 名	308 名	308 名	3.7 倍	220 名
2023	2,216 名	1,129 名	387 名	260 名	260 名	4.3 倍	180 名
2022	2,157 名	1,179 名	542 名	361 名	361 名	3.3 倍	245 名

【堺市事務（大卒）】

年度	申込者数	受験者数	1次 合格者数	2次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	757 名	500 名	390 名	169 名	108 名	4.6 倍	75 名
2023	1,146 名	893 名	528 名	181 名	99 名	9.0 倍	77 名
2022	336 名	206 名	143 名	72 名	44 名	4.7 倍	44 名

※ 堺市は 2023 年から従来 4 月実施の早期枠と 6 月実施の一般枠が統合されている。

【兵庫県上級職 行政 A(一般事務職)】

年度	申込者数	受験者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	639 名	377 名	90 名	4.2 倍	60 名
2023	683 名	458 名	110 名	4.2 倍	80 名
2022	718 名	459 名	106 名	4.3 倍	80 名

【神戸市上級職（基礎的能力・専門試験方式）】

年度	区分	申込者数	受験者数	1 次 合格者数	2 次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	総合 事務	246 名	196 名	126 名	66 名	31 名	6.3 倍	約 30 名
2023	総合 事務	300 名	226 名	156 名	93 名	45 名	5 倍	約 40 名
2022	総合 事務	536 名	451 名	250 名	123 名	51 名	8.8 倍	約 50 名

【神戸市上級職（適性検査方式）】

年度	区分	申込者数	受験者数	1 次 合格者数	2 次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	総合 事務	478 名	455 名	98 名	45 名	20 名	22.8 倍	約 15 名
2023	総合 事務	378 名	363 名	73 名	34 名	11 名	33 倍	約 15 名
2022	総合 事務	575 名	542 名	121 名	58 名	20 名	27.1 倍	約 20 名

【京都府上級職（行政 A）】

年度	申込者数	受験者数	1 次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	556 名	351 名	274 名	200 名	1.8 倍	※175 名
2023	487 名	316 名	176 名	141 名	2.2 倍	※105 名
2022	664 名	436 名	222 名	144 名	3.0 倍	※110 名

※ 採用予定数は行政 A、行政 B を合わせた人数。

【京都市上級職（行政＜一般方式＞）】

年度	申込者数	受験者数	1次筆記 合格者数	1次 合格者数	2次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	368名	310名	243名	171名	-	89名	3.5倍	約95名
2023	361名	296名	227名	194名	111名	86名	3.4倍	約115名
2022	392名	331名	250名	210名	128名	92名	3.6倍	約120名

※ 2023年以前の採用予定数は行政Ⅰ・Ⅱを合わせたもの(当時は行政Ⅱという試験区分が存在した)。

【京都市上級職（行政＜京都方式＞）】

年度	申込者数	受験者数	1次筆記 合格者数	1次 合格者数	2次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	1,022名	985名	633名	300名	178名	105名	9.4倍	約95名
2023	756名	691名	非公開	204名	94名	69名	10.0倍	約70名
2022	911名	798名	非公開	203名	76名	60名	13.3倍	約50名

【滋賀県上級職（行政）】

年度	区分	申込者数	受験者数	1次筆記 合格者数	1次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	※行政 (専門型)	274名	200名	165名	122名	74名	2.7倍	60名
	※行政 (アピール型)	159名	130名	96名	54名	31名	4.2倍	20名
2023	※行政 (専門型)	322名	237名	188名	132名	75名	3.2倍	60名
	※行政 (アピール型)	183名	150名	60名	30名	20名	7.5倍	15名
2022	※行政 (専門型)	353名	264名	199名	107名	75名	3.5倍	56名
	※行政 (アピール型)	170名	141名	56名	26名	18名	7.8倍	15名

※ 正式名称は「専門試験型」「アピール試験型」である。

【奈良県上級職（行政A）】

年度	申込者数	受験者数	1次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	553 名	391 名	160 名	58 名	6.7 倍	29 名
2023	308 名	294 名	57 名	25 名	11.8 倍	10 名

※ 2023 年の試験結果は「行政アピール型」のものを掲載している。

【和歌山県上級職（一般行政職・通常枠）】

年度	申込者数	受験者数	1次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	250 名	148 名	124 名	91 名	1.6 倍	70 名
2023	285 名	223 名	180 名	70 名	3.2 倍	70 名
2022	312 名	236 名	182 名	65 名	3.6 倍	65 名

【東京都Ⅰ類B（一般方式）】

年度	申込者数	受験者数	1次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	2,789 名	1,902 名	非公開	1,228 名	1.5 倍	765 名
2023	2,122 名	1,525 名	非公開	626 名	2.4 倍	455 名
2022	2,501 名	1,677 名	非公開	540 名	3.1 倍	360 名

【東京特別区Ⅰ類（一般方式）】

年度	申込者数	受験者数	1次 合格者数	最終 合格者数	競争率	採用 予定数
2024	7,580 名	6,868 名	6,323 名	3,035 名	2.3 倍	1,312 名
2023	8,541 名	7,668 名	5,955 名	3,013 名	2.5 倍	約 1,181 名
2022	9,374 名	8,417 名	4,246 名	2,308 名	3.6 倍	約 983 名

<Memo>



公務員



公務員試験受験生のみなさん。

関西公務員 受験生応援ブログ って知ってますか？

「関西公務員受験生応援ブログ」は、毎日更新されていて、最新の公務員試験対策のための情報が手に入る情報発信ブログです。LECの公務員講座受講生の方に限らず、全受験生必見の情報が満載です。ぜひ、このブログをチェックして、公務員受験に有利な情報を手に入れましょう!!

ブログ掲載内容 ★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

- <全受験生対象> ○K太郎による公務員試験分析(平日毎日) ○LEC公務員講座担当講師による受験生向けメッセージ
- <LEC受講生対象> ○模擬面接の日程 ○担任進路相談の日程 ○担任によるホームルームの日程
- 合格者アドバイザーイベントの日程 ○各種講座情報

<http://lecumedaekimae.blog37.fc2.com/>
携帯電話からは右のQRコードでアクセスしてください! ▶▶▶



X(旧 Twitter) LEC 関西公務員課
https://x.com/LEC_kansai_K

こちらも
要チェック♪

れっく LEC 東京リーガルマインド

梅田駅前本校 京都駅前本校 神戸本校 難波駅前本校
☎ 06-6374-5001 ☎ 075-353-9531 ☎ 078-325-0511 ☎ 06-6646-6911

【LEC関西公務員受験生応援ブログ】 <http://lecumedaekimae.blog37.fc2.com/>

毎日更新!
公務員ブログ

携帯・スマホからの
アクセスはこちらから!



直接アクセスはコチラ↓↓
<http://lecumedaekimae.blog37.fc2.com/>